

第 1 1 条例・規則等

京都市環境基本条例

平成9年3月31日
条例第92号

人類は、この地球に誕生して以来、大気、水、大地、生物等の自然の微妙な均衡の下に、その恵みを享受してきた。そして、京都の先人たちは、緑豊かな山々、清らかな清流等の恵まれた自然の中で、優れた文化を創造するとともに、趣のある都市景観を形成する等、世界の人人を魅了する個性に満ちたまちを形作ってきた。

しかしながら、都市化の進展や生活様式の変化に伴って、都市生活に特有の公害が顕在化する等、私たちの身近な環境に様々な影響が現れてきた。更に、先進国を中心とする大量生産、大量消費及び大量廃棄を伴う人の活動は、直接又は間接に環境への負荷を増大させ、その影響は、自然の持つ復元力を超え、現在及び将来の人類を含むすべての生物の生存の基盤である地球環境を脅かすまでに至っている。

健全で恵み豊かな環境は、地球上のすべての生物にとって掛け替えのないものであり、すべての人は、その環境を享受する権利を有するとともに、その健全で恵み豊かな環境を保全し、将来の世代に継承していく責務を負っている。

このような認識の下に、本市、事業者、市民及び滞在者がそれぞれの立場において環境の保全に取り組むことにより、環境への負荷の少ない持続可能な発展が可能な都市を実現することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに本市、事業者、市民及び通勤者、通学生、観光旅行者その他の滞在者の責務を明らかにするとともに、本市の自然的社会的条件に応じ、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定め、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、健全で恵み豊かな環境を確保し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係がある財産並びに人の生活に密接な関係がある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生じることという。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、次の各号に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

(1) 環境の保全は、現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことができない健全で恵み豊かな環境の恵みを受容するとともに、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならないこと。

(2) 環境の保全は、環境への負荷の少ない持続可能な発展が可能な都市を実現することを旨とし、及び科学的知見の充実に伴って環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、総合的かつ計画的に行われなければならないこと。

(3) 環境の保全は、本市、事業者及び市民が、すべての活動を行うに当たって、環境の保全の重要性を理解し、環境の保全について十分な配慮をするとともに、環境の保全に関する活動に参加し、及び協力することにより行われなければならないこと。

(4) 環境の保全は、恵まれた自然の中で優れた文化を創造してきた京都の環境の特質を生かすよう推進されなければならないこと。

(5) 地球環境の保全は、本市、事業者及び市民がこれを共通の課題であると認識し、その認識が施策、事業活動及び日常生活に反映されることにより積極的に推進されなければならないこと。

(本市の責務)

第4条 本市は、基本理念のとおり、本市の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 本市は、基本理念のとおり、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全に関する活動への事業者及び市民の参加及び協力を促進し、その意見を適切に反映する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念のとおり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生じる公害を防止するために必要な措置及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じる責務を有する。

2 事業者は、基本理念のとおり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合こそその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講じる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念のとおり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念のとおり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら努めるとともに、本市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念のとおり、環境の保全上の支障を防止するため、資源及びエネルギーの浪費を避ける等、日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念のとおり、環境の保全に自ら努めるとともに、本市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 滞在者は、本市が実施する環境の保全に関する施策に協力することにより、本市の区域内における活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

(年次報告)

第8条 市長は、毎年、環境の状況及び本市が環境の保全に関して講じた施策を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 環境基本計画

(環境基本計画)

第9条 市長は、本市の自然的・社会的条件に応じ、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標
 - (2) 環境の保全に関する個別の分野の施策の大綱
 - (3) 環境の保全に関する配慮の指針
 - (4) その他環境の保全に関する重要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、京都府環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くとともに、事業者及び市民の意見を適切に反映するために必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画と他の施策との整合)

第10条 本市は、施策を策定し、又は実施するに当たっては、環境基本計画との整合性を確保しなければならない。

第2節 環境保全基準

第11条 市長は、市民の健康を保護し、並びに快適な生活環境及び良好な自然環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準(以下「環境保全基準」という。)を定めなければならない。

2 市長は、環境保全基準を定めるに当たっては、審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、環境保全基準を定めたときは、速やかにこれを告示しなければならない。

4 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ有効適切に講じることにより、環境保全基準が確保されるよう努めなければならない。

5 環境保全基準については、常に適正な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

6 第2項及び第3項の規定は、環境保全基準の改定について準用する。

第3節 環境の保全の総合的推進のための施策

(環境影響評価)

第12条 本市は、土地の形状の変更、工作物の建設その他これらに類する事業を行う事業者が、事前に環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を公表し、事業の実施に際し環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講じなければならない。

(環境の保全に資する施設の整備)

第13条 本市は、下水道、廃棄物処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設、公園、緑地その他の環境の保全に資する施設の整備を推進するために必要な措置を講じなければならない。

(規制措置)

第14条 本市は、環境への負荷を低減するために必要な規制の措置を講じなければならない。

(誘導的措置)

第15条 本市は、事業者、市民又は滞在者が事業活動、日常生活又は滞在中の活動における環境への負荷の低減のための適切な措置を採ることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要な助成の措置を講じるよう努めなければならない。

2 本市は、事業者、市民又は滞在者が、事業活動、日常生活又は滞在中の活動において環境への負荷の少ない行動を選択するよう、適正な経済的負担を課することについて調査及び研究を行い、特に必要があると認めるときは、そのために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第16条 本市は、環境の保全に係る広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めなければならない。

(調査及び研究の推進)

第17条 本市は、環境の状況の把握、環境の保全に資する新たな技術の開発及び環境の保全に関する施策の立案に資する環境の保全に関する調査及び研究の推進を図らなければならない。

2 本市は、研究機関等と連携し、環境の保全に関する学術研究を振興するよう努めなければならない。

第4節 個別の分野における施策

(公害等の防止に係る施策)

第18条 本市は、公害その他の人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(環境への負荷の少ない総合的な交通体系の確立に係る施策)

第19条 本市は、環境への負荷の少ない総合的な交通体系の確立を図るために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(資源の循環的な利用に係る施策)

第20条 本市は、環境への負荷の低減を図るため、資源の節減及び循環的な利用、エネルギーの節減及び有効利用並びに廃棄物の減量について、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(事業者による環境管理の促進に係る施策)

第21条 本市は、事業者が自らの事業活動に伴う環境への負荷を低減させるための環境管理の実施を促すために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(監視等に係る施策)

第22条 本市は、環境の状況を把握するとともに、公害の発生を未然に防止するために必要な監視、観測、測定及び検査を行わなければならない。

2 本市は、環境に係る監視、観測、測定及び検査を行うために必要な体制を整備するよう努めなければならない。

(歴史的な自然環境の保全に係る施策)

第23条 本市は、文化財と一体となった固有の自然環境を保全し、及び活用するために必要な措置を講じよう努めなければならない。

(良好な都市景観の保全及び形成に係る施策)

第24条 本市は、固有の景観を形成している趣のある町並み、その背景となる山並み等の都市景観を保全するとともに、それぞれの地域にふさわしい都市景観を形成し、及び保全するために必要な措置を講じなければならない。

(緑地及び水辺の保全と創造に係る施策)

第25条 本市は、緑地及び水辺を保全し、創造し、及び活用するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(自然環境の保全に係る施策)

第26条 本市は、生物の多様性の確保が図られるとともに、多様な自然環境が保全されるために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(地球環境の保全に係る施策)

第27条 本市は、地球の温暖化の原因となる物質及びオゾン層を破壊する物質の排出の抑制その他地球環境の保全に資する施策を推進しなければならない。

(国際協力及び国際交流に係る措置)

第28条 本市は、地球環境の保全に関する国際協力及び国際交流の推進に努めなければならない。

第5節 参加と協力のための施策

(環境の保全に関する教育、学習等)

第29条 本市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により、事業者、市民及び滞在者が環境の保全に関する理解を深めるとともに、環境の保全に関する活動を適切に行うことができるようにするために必要な措置を講じなければならない。

(情報の収集及び提供)

第30条 本市は、個人又は団体による自発的な環境の保全に関する活動を促進し、及び支援するため、環境の保全に関する情報を収集し、及び提供するよう努めなければならない。

(自発的な活動の促進及び支援)

第31条 本市は、個人又は団体による自発的な環境の保全に関する活動を促進し、及び支援するとともに、当該活動を行う者の連携を図るために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(環境の保全に関する行動計画)

第32条 市長は、事業者、市民及び滞在者の環境の保全に関する行動を促進するため、環境の保全のための行動計画(以下「行動計画」という。)を定めなければならない。

2 市長は、行動計画を周知するとともに、その実施を促進するよう努めなければならない。

3 市長は、行動計画の策定及びその実施の促進に当たっては、事業者、市民及び滞在者が行動計画の策定及び実施に参加し、及び協力するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(協力と連携のための推進体制)

第33条 本市は、事業者、市民及び滞在者がそれぞれの立場において相互に協力し、及び連携して環境の保全に関する活動を促進するための体制を確立するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第3章 環境審議会

(審議会)

第34条 環境の保全に関する基本的事項その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、環境基本法第44条の規定に基づき、審議会を置く。

(審議会の組織)

第35条 審議会は、委員35人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第36条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委任)

第37条 この章に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 京都市環境審議会条例は、廃止する。

京都市環境影響評価等に関する条例

平成10年12月21日
条例第44号

改正 平成11年12月条例第32号、12年12月台8号、
17年3月条例第32号

目次

- 第1章 総則(第1条～第5条)
- 第2章 準備書の作成前の手続
- 第1節 事前配慮(第6条・第7条)
- 第2節 技術指針(第8条)
- 第3節 方法書の作成等(第9条～第12条)
- 第4節 方法書についての市長の意見(第13条)
- 第5節 環境影響評価の実施等(第14条・第15条)
- 第3章 準備書
- 第1節 準備書の作成等(第16条～第20条)
- 第2節 公聴会の開催等(第21条・第22条)
- 第3節 準備書についての市長の意見(第23条)
- 第4章 評価書(第24条・第25条)
- 第5章 対象事業の内容の修正等(第26条・第27条)
- 第6章 評価書の公告及び縦覧後の手続
- 第1節 対象事業の実施の制限等(第28条～第31条)
- 第2節 事後調査等(第32条～第35条)
- 第7章 環境影響評価等その他の手続の特例等(第36条～第38条)
- 第8章 環境影響評価審査会(第39条～第42条)
- 第9章 雑則(第43条～第49条)

附則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たり事前配慮、環境影響評価及び事後調査(以下「環境影響評価等」という。)を行うことが健全で恵み豊かな環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価等について本市等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価等が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定め、その手続等によって行われた環境影響評価等の結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他のその事業の内容に関する決定に反映させるための措置を採ること等により、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境影響評価 事業(特定目的のために行われる一連の土地の形状の変更(これと併せて行うしゅんせつを含む。))並びに工作物の新設及び専政築をいう。以下同じ。)の実施が環境に及ぼす影響(当

該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生じる影響を含む。以下「環境影響」という。)について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。

- (2) 対象事業 別表に掲げる事業のいずれかに該当する事業であつて、規模(形状)が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。)が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして別に定めるもの(環境影響評価法(以下「法」という。))第2条第3項に規定する第二種事業及び同条第4項に規定する対象事業(以下「法対象事業」という。)を除く。)をいう。
- (3) 事業者 対象事業を実施しようとし、又は実施している者(委託に係る対象事業にあつては、その委託をしようとし、又はその委託をしている者)をいう。
- (4) 事前配慮 事業者が第9条に規定する方法書の作成に着手するまで(こ、対象事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての適正な配慮をすることをいう。
- (5) 事後調査 事業者が対象事業に係る工事ご着手した後に、当該対象事業の実施による環境影響について調査することをいう。

(本市の責務)

第3条 本市は、環境影響評価等その他の手続が適切かつ円滑に行われるために必要な施策を実施しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、環境影響評価等その他の手続を適切かつ円滑に行い、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての適正な配慮をしなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民並びに本市の区域内にある土地の所有者、管理者及び占有者は、環境影響評価等その他の手続が適切かつ円滑に行われ、環境の保全についての配慮が適正になされるよう本市の施策に協力しなければならない。

第2章 準備書の作成前の手続

第1節 事前配慮

(事前配慮指針)

第6条 市長は、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る事前配慮を適切かつ円滑に行うために必要であると認められる指針(以下「事前配慮指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事前配慮指針については、常に適正な科学的判断が加えられ、必要な改正がなされなければならない。
- 3 市長は、事前配慮指針を定め、又は改定しようとするときは、あらかじめ、第39条に規定する審査会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、事前配慮指針を定め、又は改定したときは、速やかにこれを告示しなければならない。

(事前配慮の実施)

第7条 事業者は、事前配慮指針の定めるところにより、事前配慮を行わなければならない。

2 事業者は、事前配慮を行うに当たり必要があると認めるときは、市長に対し、技術的助言を記載した書面の交付を受けたい旨の申出を書面によりすることができる。

第2節 技術指針

第8条 市長は、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価及び事後調査を適切かつ円滑に行うために必要であると認められる技術上の指針(以下「技術指針」という。)を定めなければならない。

2 技術指針には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針
- (2) 環境の保全のための措置に関する指針
- (3) 事後調査の計画に関する指針
- 3 第6条第2項から第4項までの規定は、技術指針の策定又は改定について準用する。
- 4 事業者は、技術指針の定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価及び事後調査を行わなければならない。

第3節 方法書の作成等

(方法書の作成及び提出)

第9条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法(調査、予測及び評価に係るものに限る。)について、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の目的及び内容
- (3) 対象事業が実施されるべき区域(以下「対象事業実施区域」という。)及びその周囲の概況
- (4) 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法(当該手法が決定されていない場合)にあっては、対象事業に係る環境影響評価の項目に限る。)
- (5) 対象事業に係る事前配慮の内容

(方法書の公告、縦覧等)

第10条 市長は、前条の規定による方法書の提出があったときは、対象事業に係る環境影響を受けける範囲であると認められる地域を定めるとともに、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、速やかに、方法書が提出された旨その他別に定める事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。

2 事業者は、別に定めるところにより、前項の縦覧期間内に、前項の地域内において、方法書の記載事項を周知させるように努めなければならない。

(方法書についての意見書の提出等)

第11条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条第1項の公告の日から、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、市長に意見書を提出することができる。

2 市長は、前項の規定による意見書の提出があったときは、前項の期間を経過した後速やかに、当該意見書の写しを事業者に送付しなければならない。

(方法書についての意見に対する見解書の提出)

第12条 事業者は、前条第2項の規定による意見書の写しの送付を受けたときは、遅滞なく、当該意見書に記載された意見の概要及び当該意見に対する事業者の見解を記載した書類を市長に提出しなければならない。

第4節 方法書についての市長の意見

第13条 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、当該提出があった日から起算して3月(第11条第1項に規定する意見書の提出がない場合)においては、第10条第1項の公告の日から起算して5月)以内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べなければならない。

2 第6条第3項の規定は、前項の規定により市長が方法書について意見を述べる場合について準用する。

3 市長は、第1項の規定により意見を述べたときは、速やかに、その旨その他別に定める事項を公告し、前条に規定する書類及び同項の書面を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。

第5節 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定)

第14条 事業者は、前条第1項の意見を勘案するとともに、第11条第1項の意見に記意して第9条第4号に掲げる事項と検討を加え、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

(環境影響評価の実施)

第15条 事業者は、前条の規定により選定した項目及び手法に基づいて、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

第3章 準備書

第1節 準備書の作成等

(準備書の作成及び提出)

第16条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)及びこれを要約した書類(以下「準備書要約書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

(1) 第9条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事項

- (2) 第11条第1項の意見の概要
- (3) 第13条第1項の市長の意見
- (4) 前2号の意見に対する事業者の見解
- (5) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- (6) 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの
 - ア 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとに取りまとめたもの(環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。)
 - イ 環境の保全のための措置(当該措置を講じることとするに至った検討の状況を含む。)
 - ウ 事後調査の計画
 - エ 対象事業に係る環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地)

(準備書の公告及び縦覧)

- 第17条** 市長は、前条の規定による準備書及び準備書要約書の提出があったときは、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(第11条第1項及び第13条第1項の意見並びに第15条の規定により行われた環境影響評価の結果にかんがみ第10条第1項の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。)を定めるとともに、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、速やかに、準備書及び準備書要約書が提出された旨その他別に定める事項を公告し、準備書及び準備書要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。

(説明会の開催等)

- 第18条** 事業者は、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会(以下「説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。
- 2 事業者は、説明会を開催しようとするときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、その旨を市長に届け出るとともに、別に定めるところにより、これらを説明会の提供その他の方法により、関係地域内において示しなければならない。
- 3 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて別に定めるものにより、前項の規定による公示をした説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、前条の縦覧期間内に、準備書要約書の提供その他の方法により、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるように努めなければならない。
- 4 事業者は、説明会を開催したときはその状況を、説明会を開催することができない場合において準備書の記載事項を周知させるように努めたときはその旨を、速やかに市長に報告しなければならない。

(準備書についての意見書の提出等)

- 第19条** 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第17条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、市長に意見書を提出することができる。
- 2 市長は、前項の規定による意見書の提出があつたときは、前項の期間を経過した後速やかに、当該意見書の写しを事業者に送付しなければならない。

(準備書についての意見に対する見解書の提出)

- 第20条** 事業者は、前条第2項の規定による意見書の写しの送付を受けたときは、遅滞なく、当該意見書に記載された意見の概要及び当該意見に対する事業者の見解を記載した書類を市長に提出しなければならない。

第2節 公聴会の開催等

(公聴会の開催及び公聴会記録書の作成等)

- 第21条** 市長は、準備書について環境の保全の見地からの意見を聴くため、公聴会を開催しなければならない。ただし、第3項の規定による届出がないときは、この限りでない。
- 2 市長は、公聴会を開催しようとするときは、あらかじめ、日時、場所その他別に定める事項を公告しなければならない。
- 3 第1項の意見を述べようとする者は、第17条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、公聴会の終了後速やかに、公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書(以下「公聴会記録書」という。)を作成し、その写しを事業者に送付しなければならない。

(公聴会記録書に記載された意見に対する見解書の提出)

- 第22条** 事業者は、前条第4項の規定による公聴会記録書の写しの送付を受けたときは、遅滞なく、公聴会記録書に記載された意見の概要及び当該意見に対する事業者の見解を記載した書類を市長に提出しなければならない。

第3節 準備書についての市長の意見

- 第23条** 市長は、前条の規定による書類の提出があつたときは、当該提出があつた日から起算して4月(第19条第1項に規定する意見書の提出があり、市長が第21条第1項の規定による公聴会を開催しない場合にあっては第20条の規定による書類の提出があつた日から起算して4月、第19条第1項に規定する意見書の提出がなく、市長が第21条第1項の規定による公聴会を開催しない場合にあっては第17条の公告の日から起算して6月)以内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べなければならない。
- 2 第6条第3項の規定は、前項の規定により市長が準備書について意見を述べる場合について準用する。

第4章 評価書

(評価書の作成)

- 第24条** 事業者は、前条第1項の意見を勘案するとともに、第19条第1項及び第21条第1項の意見に留意して準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とするとき(当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。)は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に掲げる措置を採らなければならない。

- (1) 第9条第2号に掲げる事項の修正(事業規模の縮小、軽微な修正その他の別に定める修正に該当するものを除く。)
- 第7条及び第9条から次条までの規定による事前配慮及び環境影響評価その他の手続を経ること。

- (2) 第16条第4号に掲げる事項の修正(前号に該当する場合を除く。) 第3項及び次の規定による環境影響評価その他の手続を経ること。
- (3) 前2号に掲げるもの以外のもの(次項に該当する場合を除く。) 当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。

2 事業者は、第10条第1項の規定による公告が行われてから次条の規定による公告が行われるまでの間において、第9条第1号又は第16条第2号、第3号若しくは第7号に掲げる事項を変更し、又は修正したとき(前項第1号及び第27条第1項第3号に該当する場合を除く。))は、速やかにその旨を市長に届け出なければならぬ。

3 事業者は、第1項第1号に該当する場合を除き、同項第3号の規定による環境影響評価を行った場合には当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に、同号の規定による環境影響評価を行わなかった場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書(以下「評価書」という。))及びこれを要約した書類(以下「評価書要約書」という。))を作成し、市長に提出しなければならぬ。

- (1) 第16条各号に掲げる事項
- (2) 第19条第1項の意見の概要
- (3) 公聴会記録書に記載された意見の概要
- (4) 前条第1項の市長の意見
- (5) 前3号の意見に対する事業者の見解

(評価書の公告及び縦覧)

第25条 市長は、前条第3項の規定による評価書及び評価書要約書の提出があったときは、速やかに、その旨その他別に定める事項を公告し、評価書及び評価書要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならぬ。

第5章 対象事業の内容の修正等

(事業内容の修正の場合の事前配慮及び環境影響評価その他の手続)

第26条 事業者は、第10条第1項の規定による公告が行われてから前条の規定による公告が行われるまでの間に第9条第2号に掲げる事項を修正しようとする場合(第24条第1項の規定の適用を受ける場合を除く。))において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第7条及び第9条から前条までの規定による事前配慮及び環境影響評価その他の手続を経なければならぬ。ただし、当該事項の修正が事業規模の縮小、軽微な修正その他の別に定める修正に該当する場合は、この限りでない。

(対象事業の廃止等)

第27条 事業者は、第10条第1項の規定による公告が行われてから第25条の規定による公告が行われるまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならぬ。

- (1) 対象事業を実施しないこととしたとき。
 - (2) 第9条第2号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が対象事業に該当しないこととなったとき。
 - (3) 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。
- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかにその旨を公告しなければならぬ。

- 3 第1項第3号の場合において、当該継ぎ後の事業が対象事業であるときは、前項の規定による公告の日以前に当該継ぎ前の事業者が行った事前配慮及び環境影響評価その他の手続は新たに事業者となつた者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた事前配慮及び環境影響評価その他の手続は新たに事業者となつた者について行われたものとみなす。

第6章 評価書の公告及び縦覧後の手続

第1節 対象事業の実施の制限等

(対象事業の実施の制限)

第28条 事業者は、第25条の規定による公告が行われるまでは、対象事業(第24条第1項又は第26条の規定による修正があった場合において当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業)を実施してはならない。

2 事業者は、第25条の規定による公告が行われた後に第9条第2号に掲げる事項を変更しようとする場合において、当該変更が事業規模の縮小、軽微な変更その他の別に定める変更に該当するときは、この条例の規定による事前配慮及び環境影響評価その他の手続を経ることを要しない。

3 第1項の規定は、第25条の規定による公告が行われた後に第9条第2号に掲げる事項を変更して当該事業を実施しようとする者(前項の規定により事前配慮及び環境影響評価その他の手続を経ることを要しないこととされる事業者を除く。))について準用する。この場合において、第1項中「公告」とあるのは、「公告(同条の規定による公告が行われ、かつ、この条例の規定による事前配慮及び環境影響評価その他の手続を再び経た後に行われるものに限る。))と読み替えるものとする。

4 事業者は、第25条の規定による公告が行われた後に対象事業の実施を他の者に引き継いだときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならぬ。

5 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかにその旨を公告しなければならぬ。この場合において、前条第3項の規定は、前項に規定する引継ぎについて準用する。

(評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施)

第29条 市長は、第25条の規定による公告を行った後に、対象事業実施区域及びその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために第16条第5号又は第6号に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、当該変更後の対象事業について、第7条及び第9条から第25条まで又は第14条から第25条までの規定の例による事前配慮及び環境影響評価その他の手続を経る必要がある旨を事業者に通知しなければならぬ。

2 事業者は、前項の規定による通知があったときは、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために必要な措置に関し、市長と協議しなければならぬ。

3 市長は、前項の規定による協議をした結果、事業者が第1項の事前配慮及び環境影響評価その他の手続を経ることとしたときは、その旨を公告しなければならぬ。

4 第26条から前条までの規定は、第1項の事前配慮及び環境影響評価その他の手続が行われる対象事業について準用する。この場合において、同条第1項中「公告」とあるのは、「公告(次条第1項に規定する事前配慮及び環境影響評価その他の手続を経た後に行われるものに限る。))と読み替えるものとする。

(許可等に係る環境の保全の配慮についての審査等)

第30条 市長は、対象事業に係る本市の条例に基づき許可等の審査に際し、一定の基準に該当している場合には許可等を行わなければならぬとする旨の本市の条例の規定であつて別に定めるものに係る許可

等を行うときは、当該許可等に係る当該規定にかかわらず、当該規定に定める当該基準に関する審査と環境の保全に関する審査(評価書の記載事項に基づいて、当該対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査すること)をいう。以下同じ。)の結果を併せて判断するものとし、当該基準に該当している場合であっても、当該判断に基づき、当該許可等を拒否する処分を行い、又は当該許可等に必要な条件を付することができるものとする。

2 市長は、対象事業に係る免許等(法律又は条例に基づく免許、特許、許可、認可又は承認(前項の許可等を除く。))をいう。以下同じ。)の審査に際し、免許等に係る法律又は条例に違反しない限りにおいて、環境の保全に関する審査の結果を考慮することができる。

3 市長は、対象事業に係る免許等を行う者が市長以外の者であるときは、当該免許等を行う者に評価書及び評価書要約書の写しを送付するとともに、対象事業に係る免許等の審査に際し、環境の保全に関する審査の結果を考慮するよう要請することができる。

(事業者の環境の保全の配慮)

第31条 事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして対象事業を実施しなければならない。

第2節 事後調査等

(事後調査計画書の作成)

第32条 事業者は、評価書を作成した後、事後調査を行うための計画書(以下「事後調査計画書」という。)を作成しなければならない。

(対象事業に係る工事の着手等の届出)

第33条 事業者は、対象事業に係る工事の着手しようとするときは、あらかじめ、事後調査計画書を添えて、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、その旨その他別に定める事項を公告し、事後調査計画書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。

3 事業者は、対象事業に係る工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

4 事業者は、第25条の規定による公告(第29条第1項の規定する事前配慮及び環境影響評価書その他の手続を経ることとしたときは、当該手続を経た後に行われるものに限る。)が行われてから対象事業に係る工事が完了するまでの間にあって、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 対象事業を実施しないこととしたとき。

(2) 第9条第1号に掲げる事項を変更したとき(第28条第4項に該当する場合を除く。)

(3) 第9条第2号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が対象事業に該当しないこととなったとき。

5 市長は、前2項の規定による届出があったときは、速やかにその旨を公告しなければならない。

(事後調査の実施等)

第34条 事業者は、事後調査計画書に記載されているところにより、事後調査を行わなければならない。

2 事業者は、事後調査を行ったときは、速やかに事後調査の結果を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による報告書の届出があったときは、速やかに、その旨その他別に定める事項を公告し、報告書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。

(事業者に対する必要な措置の要請及び命令)

第35条 市長は、前条第2項の規定による報告書の届出があったときは、当該報告書の内容を審査し、対象事業の実施による環境影響の程度が環境影響評価の結果に比して著しいものとなるおそれがあると認めるときは、事業者に対し、環境の保全のための必要な措置を採ることを要請することができる。

2 市長は、対象事業の実施による環境影響の程度が環境影響評価の結果に比して著しいものとなるおそれがある場合において、人の生命若しくは身体に係る回復が困難な被害が生じ、又は環境の保全に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を採ることを命じることができる。

第7章 環境影響評価等その他の手続の特例等

(手続の併合等)

第36条 事業者は、相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとするときは、これらの対象事業について、併せてこの条例の規定による環境影響評価等その他の手続を採ることができる。

2 2以上の事業者が1又は相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとするときは、当該2以上の事業者は、当該2以上の事業者のうちからこの条例の規定による環境影響評価等その他の手続を行う1の事業者(以下「代表事業者」という。)を定め、代表事業者に当該1又は相互に関連する2以上の対象事業に係るこの条例の規定による環境影響評価等その他の手続を併せて行わせることができる。この場合において、代表事業者が行った環境影響評価等その他の手続は当該2以上の事業者が行ったものとみなし、代表事業者について行われた環境影響評価等その他の手続は当該2以上の事業者について行われたものとみなす。

(都市計画に定められる対象事業に関する特例)

第37条 対象事業が都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、別に定めるところにより、当該都市計画に係る都市計画決定権者(同法第15条第1項の都道府県若しくは市町村又は同法第87条の2第1項の指定都市(同法第22条第1項の場合にあつては、同項の国土交通大臣又は市町村)をいう。)が当該対象事業に係る事業者を代替するものとして、事前配慮及び環境影響評価その他の手続を採ることができる。

(法対象事業に係る事前配慮等に関する規定の準用)

第38条 第2章第1節及び第2節(第8条第2項第1号及び第2号を除く。)、第13条第2項及び第3項、第21条、第23条第2項、前章第2節、第36条、前条並びに第9章の規定は、法対象事業について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げるこの条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条第1項	対象事業	法対象事業
	事前配慮	事前配慮(事業者(法対象事業を実施しようとし、又は実施している者(委嘱に係る法対象事業にあつては、その委

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年6月12日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第6条、第8条第1項から第3項まで(第38条において準用する場合を含む。)及び附則第9項から第12項までの規定 平成11年2月1日

(準備行為)

2 この条例の規定による審査会の意見の聴取は、この条例の施行前においても、行うことができる。この場合において、京都市環境影響評価要綱(以下「要綱」という。)第15条第1項に規定する審査会は、第39条の審査会とみなす。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、当該施行により新たに対象事業となる事業について要綱第4条第1項の規定による環境影響評価を行った、又は行っている事業者で、要綱第5条第1項の規定による環境影響評価準備書を市長に提出していないものは、第7条及び第9条から第15条までの規定による事前配慮及び環境影響評価その他の手続を遡ったものとみなす。

4 この条例の施行の際、当該施行により新たに対象事業となる事業について要綱第5条第1項の規定による環境影響評価準備書を市長に提出した事業者で、要綱第10条第1項の規定による環境影響評価書を市長に提出していないものは、要綱第5条第3項から第9条までに定めるところに従って引き続き当該事業に係る環境影響評価その他の手続を行うことができる。この場合において、当該事業者は、第7条及び第9条から第23条までの規定による事前配慮及び環境影響評価その他の手続を経たものとみなす。

5 対象事業であって次の各号のいずれかに該当するもの(第1号及び第2号に掲げるものにあつては、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは軽微な変更その他の別々に定める変更のみをして実施されるものに限る。)については、第2章から第7章までの規定は、適用しない。

(1) 施行日前に免許等が与えられた事業

(2) 施行日前に都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業

(3) 施行日から起算して6月を経過する日までに工事に着手する事業

(4) 施行日前に要綱第10条第1項の規定による環境影響評価書が市長に提出されている事業

6 前項各号に掲げる事業に該当する事業であつて、施行日以後の内容の変更(環境影響の程度を低減するものとして別に定める条件に該当するものに限る。)により対象事業として実施されるものについては、第2章から第7章までの規定は、適用しない。

7 附則第5項各号に掲げる事業に該当する対象事業を実施しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該対象事業について、第7条、第9条から第25条まで又は第14条から第25条まで及び第32条から第35条までの規定の例による環境影響評価等その他の手続を経ることができ。

8 第26条から第28条までの規定は、前項の規定により事前配慮及び環境影響評価その他の手続を経る対象事業について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは、「附則第7項に規定する対象事業を実施しようとする者」と読み替えるものとする。

(専門委員)

第42条 審査会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

第9章 雑則

(報告又は資料の提出)

第43条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、対象事業に係る環境影響評価等の実施の状況その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査等)

第44条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、対象事業実施区域及びその周辺の土地に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事業者に対する催告及び公表)

第45条 市長は、事業者がこの条例の規定に違反して環境影響評価等その他の手続の全部又は一部を行わないため、対象事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保することができることと認めるときは、その者に対し、必要な措置を講じるよう催告することができる。

2 市長は、第35条第2項の規定による命令を受けた者又は前項の規定による催告を受けた者が正当な理由がなくその命令又は催告に従わないときは、その旨及びその内容を公表することができる。

(他の府県及び市町村との協議)

第46条 市長は、関係地域が他の市町村の区域にわたるときは、環境影響評価等その他の手続について、当該市町村の長及び当該市町村を包括する府県の知事と協議しなければならない。

(技術開発)

第47条 市長は、環境影響評価等に必要な技術の向上を図るため、当該技術の研究及び開発の推進に努めなければならない。

(適用除外)

第48条 この条例の規定は、災害対策基本法第87条の規定による災害復旧の事業又は同法第88条第2項に規定する事業、建築基準法第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法第5条第1項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第3号に規定する事業については、適用しない。

(委任)

第49条 この条例において別に定めるところとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

- 9 この条例の施行後に事業者となるべき者は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行後施行日前において、第7条及び第9条から第15条までの規定の例による事前配慮及び環境影響評価その他の手続を経ることができ。
- 10 前項に規定する者は、同項の規定により事前配慮及び環境影響評価その他の手続を経ることとしたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならぬ。
- 11 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかにその旨を公告しなければならない。
- 12 附則第9項の規定による手続が行われた対象事業については、当該手続は、この条例の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。
- 13 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。
- (京北町の区域の編入に伴う経過措置)
- 14 京北町の区域の編入の日(以下「編入日」という。)前の同町の区域内で実施される対象事業であつて、次の各号のいずれかに該当するもの(第1号に掲げるものにあつては、編入日以後その内容を変更せず、又は第28条第2項に規定する別に定める変更のみをして実施されるものに限る。)については、第2章から第7章までの規定は、適用しない。
- (1) 編入日前に免許等が与えられた事業
 - (2) 編入日から起算して6月を経過する日までに工事に着手する事業

附 則(平成11年12月9日条例第32号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月7日条例第38号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成17年3月25日条例第32号)

この条例は、京北町の区域の編入の日(平成17年4月1日)から施行する。

別表(第2条関係)

- (1) 高速自動車国道、一般国道その他の道路法第2条第1項に規定する道路その他の道路の新設及び改良の事業
- (2) 河川法第3条第1項に規定する河川に関するダムの新築、堰せきの新築及び改築の事業(以下「ダム新築等事業」という。)並びに同法第8条の河川工事の事業でダム新築等事業でないもの
- (3) 鉄道事業法による鉄道及び軌道法による軌道の建設及び改良の事業
- (4) 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園の設置の事業
- (5) 空港整備法第2条第1項に規定する空港その他の飛行場及びその施設の設置又は変更の事業
- (6) 下水道法第2条第6号に規定する終末処理場の設置又は改築の事業
- (7) 工場立地法第6条第1項に規定する特定工場の新設の事業
- (8) 前号に掲げるもののほか、建築基準法第2条第1号に規定する建築物のうち、別に定める建築物の新築の事業
- (9) 電気事業法第38条に規定する事業用電気工作物であつて発電用のものの設置又は変更の工場の事業

- (10) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設(同項に規定するし尿処理施設を除く。)及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の設置並びにその構造及び規模の変更の事業
- (11) 土地改良法第2条第2項第3号に規定する農用地の造成の事業
- (12) 土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業
- (13) 新住宅市街地開発法第2条第1項に規定する新住宅市街地開発事業
- (14) 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第2条第4項に規定する工業団地造成事業
- (15) 新都市基盤整備法第2条第1項に規定する新都市基盤整備事業
- (16) 流通業務市街地の整備に関する法律第2条第2項に規定する流通業務団地造成事業
- (17) 第12号から前号までに掲げるもののほか、都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を伴う事業
- (18) 前各号に掲げるもののほか、一の事業に係る環境影響を受ける範囲が広く、その一の事業に係る環境影響評価等を行う必要の程度がこれらに準じるものとして別に定める事業

京都市環境保全資金融資規則

昭和46年8月1日
規則第50号

改正 昭和47年7月規則第70号、48年3月第145号、11月第103号、49年3月第141号、50年7月第45号、53年2月第72号、4月第21号、56年3月第141号、61年11月第136号、62年6月第58号、平成元年3月第117号、2年7月第71号、4年3月第116号、8月第83号、5年3月第167号、10月第74号、6年1月第89号、3月第132号、7年3月第157号、5月第9号、8月第47号、9年6月第30号、10年3月第146号、13年3月第158号、16年4月第7号、17年3月第71号

(趣旨)

第1条 この規則は、中小企業者がその事業活動に伴って生じる環境への負荷を低減するために必要な工場若しくは事業場(以下「工場等」という。))における施設を設置若しくは改善、工場等の移転又は低公害自動車の購入に要する資金の融資に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この規則において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に基づく自然環境の侵害であって、大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、悪臭等によって、人の健康又は快適な暮らしが阻害されることをいう。

3 この規則において「中小企業者」とは、中小企業信用保険法第2条第1項各号及び中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる者をいう。

4 この規則において「吹き付けアスベスト」とは、建築物の防火、耐火、吸音等を目的として、壁、天井等に吹き付けられたアスベストをいう。

5 この規則において「低公害自動車」とは、次の各号の一に該当する貨物自動車等(自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令第4条各号に掲げる自動車及び貨物の運送の用に供する道路運送車両法第3条に規定する軽自動車をいう。以下同じ。)をいう。

(1) 専ら電気を動力源とする自動車(以下「電気自動車」という。)

(2) 専ら天然ガスを動力源とする自動車(以下「天然ガス自動車」という。)

(3) 次に掲げる自動車で、道路運送車両法に基づく道路運送車両の保安基準第31条の規定による規制(以下「排出ガス規制」という。))に適合し、かつ、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の排出量が別に定める基準に適合するもの

ア 車両総重量が1.7トンを超え、かつ、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車

イ 車両総重量が2.5トンを超え5トン以下であるディーゼル車(軽油を燃料とする自動車という。以下同じ。)

(4) 車両総重量が5トンを超えるディーゼル車で、排出ガス規制に適合するもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が公害の防止に寄与すると認める自動車

6 この規則において「フロンガス」とは、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第2条第1項に規定する特定物質をいう。

7 この規則において「太陽エネルギー利用設備」とは、太陽エネルギーを熱エネルギーとして利用し、又は電気エネルギーに変換して利用する設備をいう。

(融資実施機関)

第3条 融資を実施する機関(以下「融資実施機関」という。))は、京都市内に本店または支店を有する金融機関であって、本市との間に契約を締結したものである。

(資金の預託)

第4条 本市は、融資の資金として、毎年度予算で定める金額を融資実施機関に預託する。

(融資の実施)

第5条 融資は、融資実施機関の責任において、実施するものとする。

(融資を受ける資格)

第6条 融資を受けようとする者は、次の各号(太陽エネルギー利用設備の設置に要する資金(以下「太陽エネルギー利用設備資金」という。))の融資を受けようとする者にあつては、第1号、第3号及び第4号に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 本市の区域内に工場等を設置し、かつ、当該工場等において1年以上継続して同一の事業を営んでいる中小企業者であること。

(2) 事業活動に伴って現に公害を発生させ、又は公害を発生させるおそれがあり、かつ、これを防止する必要があると認められること。

(3) 資金の調達が困難であると認められること。

(4) 市民税の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長が適当と認める者は、融資を受けることができる。

(資金の使途)

第7条 融資する資金(以下「融資資金」という。))の使途は、次の各号の一に該当するものに限る。

(1) 工場等から発生する公害を防止するために必要な施設を設置若しくは改善又は当該施設の設置若しくは改善に必要な建物の増改築に要する資金(以下「設備資金」という。)

(2) 前号に規定する施設を設置又は改善によつては公害の防止を図ることが困難であると認められる工場等の移転先の用地の購入又は建物の購入若しくは建築その他当該工場等の移転に要する資金(以下「移転資金」という。)

(3) 吹き付けアスベストが飛散することにより生じる公害を防止するために必要なアスベストの除去等の工事に要する資金(以下「アスベスト対策資金」という。)

(4) 低公害自動車(購入に係る契約を締結した日前に道路運送車両法の規定により自動車検査証の交付を受けたことがないものに限る。))の購入に要する資金(以下「低公害自動車購入資金」という。)

(5) フロンガスを使用している施設(以下「フロンガス使用施設」という。))に代えて設置するフロンガスを使用しない施設(以下「代替施設」という。))又はフロンガス使用施設からフロンガスが大気中に漏出することを防止するために必要なフロンガスの回収施設の設置に要する資金(以下「フロンガス対策資金」という。)

(6) 太陽エネルギー利用設備資金

(融資の限度)

第8条 融資金額は、設備資金、アスベスト対策資金、フロンガス対策資金及び太陽エネルギー利用設備資金にあっては40,000,000円、移転資金にあっては50,000,000円、低公害自動車購入資金にあっては20,000,000円を限度とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

(融資の条件)

第9条 融資資金の償還期間は10年(低公害自動車購入資金にあっては、5年)以内とし、据置期間は1年以内とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、償還期間を12年(低公害自動車購入資金にあっては、7年)以内とし、据置期間を2年以内とすることができる。

2 融資資金の償還方法は、月賦償還とする。

3 融資資金の利率は、設備資金、アスベスト対策資金、フロンガス対策資金及び太陽エネルギー利用設備資金にあっては年1.5パーセントとし、移転資金にあっては年2.9パーセントとし、低公害自動車購入資金にあっては年2.0パーセントとする。

4 低公害自動車購入資金にあっては、融資を受けようとする者が、売主から低公害自動車の引渡しを受けた日から10日以内に、当該低公害自動車と用途が同じであり、かつ、車両総重量が同等程度以上である貨物自動車等(車両総重量が1.7トンを超えるディーゼル車で、排出ガス規制に適合しないものに限る。)について道路運送車両法第15条第1項第1号の規定による抹消登録をすることを融資の条件とする。ただし、電気自動車又は天然ガス自動車である貨物自動車等を購入する場合は、この限りでない。

5 代替施設の設置に係るフロンガス対策資金にあっては、融資を受けようとする者が、当該代替施設の使用により不要となるフロンガス使用施設を、当該代替施設の使用を開始した日から10日を経過した日以後使用しないことを融資の条件とする。

(担保)

第10条 融資を受けようとする者は、融資実施機関が必要と認めるときは、京都信用保証協会の保証を提供し、または連帯保証人を立て、かつ、確実な物的担保を提供しなければならない。

(融資の申込み)

第11条 融資を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
(1) 京都市環境保全資金融資申込書(第1号様式)
(2) 環境保全計画書(第2号様式)
(3) 設計図(低公害自動車購入資金にあっては、購入する自動車が高公害自動車であることを証する書類、第13条第2項において同じ。)

(4) 工場等の付近の見取図

(5) 環境の保全に必要な経費の見積書

(6) 法人の登記事項証明書及び定款(法人である場合に限る。)

(7) 市民税の納税証明書

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(申込みの審査)

第12条 市長は、前条に規定する申込みを受けたときは、速やかに内容を審査するとともに必要な調査、その可否を融資適格・不適格通知書(第3号様式)により、融資実施機関(市長が適格と認められた場合に限り、)及び当該申込みをした者(以下「申込者」という。)に通知しなければならない。

2 申込者は、市長が適格と認められた旨の融資適格・不適格通知書の送付を受けたときは、融資実施機関が必要と認める書類を当該融資実施機関に提出しなければならない。

3 融資実施機関は、前項の書類の提出を受けたときは、速やかに融資の適格性を再審査し、その適否及び融資金額を決定し、その結果を文書により市長及び申込者に通知しなければならない。

(着工・購入届及び確認)

第13条 前条第3項の規定により融資の決定を受けた者は、速やかに工事に着手し、又は低公害自動車の購入に係る契約を締結したうえ、着工・購入届(第4号様式)に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出し、その確認を受けなければならない。

2 市長は、当該工事(低公害自動車購入資金に係る融資)にあっては、当該低公害自動車(第11条第2号)に掲げる環境保全計画書及び同条第3号に掲げる設計図の内容に適合していることを確認したときは、その旨を文書により融資実施機関に通知するものとする。

(資金の交付)

第14条 融資実施機関は、前条第2項の規定による通知を受け、かつ、融資実施機関が必要と認める担保の提供の手続が完了した後、融資資金を申込者に交付するものとする。

2 融資実施機関は、前項の規定により融資資金を交付したときは、速やかにその旨を文書により市長に通知しなければならない。

(完了届)

第15条 前条第1項の規定により融資を受けた者は、当該工事又は購入及びこれらに係る代金の支払が完了したときは、速やかに完了届(第5号様式)に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出し、その確認を受けなければならない。

(融資を受けた者の義務)

第16条 融資を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 第11条第2号に掲げる環境保全計画書に従って、環境を保全するための措置を採ること。

(2) 融資資金を、その用途以外の目的に使用しないこと。

(3) 融資に係る環境の保全に関する計画を変更する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
(4) 融資資金を全額償還するまで、その融資に係る施設又は低公害自動車を譲渡し、又は廃棄しないこと。

ただし、やむを得ない事情がある場合において、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。
(5) 工場等の移転の跡地を、公害を発生させるおそれがある事業を営む者に譲渡し、貸与し、又はその他移転の目的に反するよう利用若しくは処分をしないこと。

(6) 市長が必要と認める検査に応じ、及び市長の指示に従うとともに、現況の報告を求められたときは、速やかにこれに応じること。

(融資決定の取消し等)

第17条 融資実施機関は、融資の決定を受けた者または融資を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、市長と協議のうえ融資の決定を取消し、または融資資金を繰り上げて償還させることができる。

(1) 虚偽の申込みによって、融資を受けようとし、または受けたとき。

(2) 償還金及び利息の支払を怠ったとき。

(3) 前条の規定に違反したとき。

(補 則)

第18条 この規則において別に定めるところとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は、所轄局長が定める。

附 則(平成13年3月30日規則第158号)

(施行期日)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市環境保全資金融資規則の規定は、この規則の施行の日以後に融資の申込みがなされる融資資金について適用し、同日前に融資の申込みがなされた融資資金については、なお従前の例による。

附 則(平成16年4月27日規則第7号)

(施行期日)

1 この規則は、平成16年5月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市環境保全資金融資規則の規定は、この規則の施行の日以後に融資の申込みがなされる融資資金について適用し、同日前に融資の申込みがなされた融資資金については、なお従前の例による。

附 則(平成17年3月4日規則第71号)

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

昭和60年7月11日
条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、浄化槽法(以下「法」という。)第48条第1項の規定に基づき、浄化槽保守点検業者の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「浄化槽保守点検業」とは、浄化槽の保守点検を行う事業をいう。

2 この条例において「浄化槽保守点検業者」とは、次条第1項又は第3項の登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者をいう。

(登録)

第3条 本市の区域内において、浄化槽保守点検業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、3年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 第2項の規定は、前項の登録について準用する。

5 第3項の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

6 前項の場合において、第3項の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第4条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地、以下同じ。)
- (2) 営業所の名称及び所在地
- (3) 法人にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名
- (4) 営業所ごとに置く浄化槽管理士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号

2 前項の申請書は、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

- (1) 申請者が第7条第1項第1号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書類
- (2) 営業所ごとに備える器具の明細を記載した書類
- (3) 申請者が本市の区域内における浄化槽の清掃について委託し、又は連絡しようとする浄化槽清掃業者(法第35条第1項の規定により市長の許可を受けた者に限る。以下同じ。)の氏名及び住所を記載した書類
- (4) その他市長が必要と認める書類又は図面

(浄化槽保守点検業者登録簿)

第5条 市長は、浄化槽保守点検業者登録簿(以下「登録簿」という。)を調製し、保管するものとする。
2 市長は、登録簿を一般の閲覧に供するものとする。

(登録の実施)

第6条 市長は、第4条の規定による申請書の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、第4条第1項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を登録簿に登録するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

(登録の拒否)

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは図面の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事項の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 法若しくはこの条例の規定又はこれらの刑の執行に基づく処分違反して罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの
- (2) 第15条の規定により登録を取り消された者で、その取消しがあった日から2年を経過しないもの
- (3) 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第15条の規定により登録を取り消された場合において、その取消しがあった日前30日以内に、当該法人の役員であった者で、その取消しがあった日から2年を経過しないもの
- (4) 第15条の規定により事業の停止を命ぜられた者で、その停止の期間が経過しないもの
- (5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人で、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
- (7) 第11条第1項から第3項までに規定する要件のいずれかを欠く者

2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第8条 浄化槽保守点検業者は、第4条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前2条の規定は、前項の規定による届出があった場合に準用する。

(廃業等の届出)

第9条 浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 死亡したとき その相続人
- (2) 法人が合併により解散したとき その役員であった者
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき その清算人
- (5) 浄化槽保守点検業を廃止したとき 浄化槽保守点検業者であった者
- (6) 法人が分割により浄化槽保守点検業を承継させたとき その法人

(登録の抹消)

第10条 市長は、前条の規定により届出があったとき(同条の規定による届出がなくなると同条各号の一に該当する事実が判明したときを含む。)、又は登録がその効力を失ったときは、登録簿につき、当該浄化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。

2 第7条第2項の規定は、前項の規定により登録を抹消した場合に準用する。

(営業所の設置等)

第11条 浄化槽保守点検業者は、本市の区域内に営業所に営業所を設置しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに浄化槽管理士を置かなければならない。

3 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに別に定める器具を備えなければならない。

4 浄化槽保守点検業者は、前3項の規定のいずれかに抵触することとなったときは、2週間以内に、当該規定に適合させるために必要な措置を講じなければならない。

(浄化槽の保守点検等)

第12条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、又は実地に監督させなければならない。ただし、浄化槽管理士である浄化槽保守点検業者が自らこれを行い、又は実地に監督するときは、この限りでない。

2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行った場合において、当該浄化槽について清掃が必要であると認めるときは、速やかにその旨を当該浄化槽に係る浄化槽管理者(当該浄化槽管理者が浄化槽清掃業者に清掃を委託しているときは、当該浄化槽管理者及び当該浄化槽清掃業者)に通知しなければならない。

3 浄化槽管理士は、その職務を行うときは、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

(標識の掲示)

第13条 浄化槽保守点検業者は、その営業所ごとに、その見やすい場所に、氏名(法人にあっては、名称)、登録番号その他別に定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第14条 浄化槽保守点検業者は、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し別に定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(登録の取消し等)

第15条 市長は、浄化槽保守点検業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正の手段により第3条第1項又は第3項の登録を受けたとき。

(2) 第7条第1項第1号、第3号又は第5号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。

(3) 第8条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 法第12条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出を拒み、又は虚偽の届出をした者

(5) 法第12条第2項の規定による命令に従わなかったとき。

(聴聞等の方法の特例)

第16条 前条の規定による処分に係る京都市行政手続条例第16条第1項又は第29条の規定による通知は、聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)の1週間前までにしなければならない。

2 市長は、前条の規定による登録の取消しに係る京都市行政手続条例第16条第1項の規定による通知をしたときは、聴聞の期日及び場所を公告しなければならない。

3 前条の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

(報告又は資料の提出)

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、浄化槽の保守点検の業務に関し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査)

第18条 市長は、浄化槽保守点検業者の業務の状況を調査するために必要があるときは、市長が指定する職員に、当該浄化槽保守点検業者の営業所に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第19条 申請者は、申請書を提出する際、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額の手数料を納入しなければならない。

(1) 第3条第1項の登録を受けようとする者 34,000円

(2) 第3条第3項の登録を受けようとする者 28,000円

2 既納の手数料は、還付しない。

(委任)

第20条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第21条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は100,000円以下の罰金に処する。

(1) 第3条第1項又は第3項の登録を受けないで浄化槽保守点検業を営んだ者

(2) 不正の手段により第3条第1項又は第3項の登録を受けた者

(3) 第15条の規定による命令に違反した者

第22条 次の各号の一に該当する者は、50,000円以下の罰金に処する。

(1) 第11条第4項の規定に違反して措置を講じなかった者

(2) 第12条第1項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行った者

(3) 第14条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

(4) 第17条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

(5) 第18条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に浄化槽保守点検業を営んでいる者は、この条例の施行の日から3月間、第3条第1項の登録を受けなくても、引き続き浄化槽保守点検業を営むことができる。

附 則(平成8年8月22日条例第16号)

この条例は、平成9年1月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日条例第91号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日条例第88号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月24日条例第28号)

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成17年3月25日条例第92号)

この条例は、民法の一部を改正する法律(平成16年法律第147号)の施行の日から施行する。

京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

昭和60年9月19日
規則第43号

(申請書の添付書類等)

第1条 京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(以下「条例」という。)第4条第2項第4号に規定する市長が必要と認める書類又は図面は、次に掲げるものとする。

- (1) 営業所の敷地の周囲をおおむね200メートルの区域内の見取図
- (2) 営業所の平面図
- (3) 法人の登記事項証明書(法人である場合に限る。)

(変更の届出)

第2条 条例第8条の規定による届出は、浄化槽保守点検業登録事項変更届出書に市長が必要と認める書類又は図面を添えて行わなければならない。

(営業所の設置の特例)

第3条 条例第11条第1項ただし書の規定により本市の区域内に営業所を設置する必要がない場合は、浄化槽保守点検業者が条例の施行の際現に京都府の区域(本市の区域を除く。以下同じ。)内に営業所を有し、かつ、本市の区域内において浄化槽保守点検業を営んでいる場合において、条例の施行後も引き続き京都府の区域内に営業所を有するときは、

(営業所に備える器具)

第4条 条例第11条第3項に規定する別に定める器具は、別表に掲げるとおりとする。

(京都市登録浄化槽管理士証)

第5条 条例第12条第3項に規定する身分を示す証明書は、市長が発行する京都市登録浄化槽管理士証とする。

(標識の記載事項)

第6条 条例第13条に規定する別に定める事項は、登録の年月日及び当該営業所に置く浄化槽管理士の氏名とする。

(帳簿の記載事項)

第7条 条例第14条に規定する別に定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 保守点検を行う浄化槽の設置場所並びに当該浄化槽の商品及び容量
- (2) 浄化槽管理者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (3) 保守点検を行った年月日
- (4) その他市長が必要と認める事項

(申請書等の様式)

第8条 申請書、届出書及び証明書の様式は、次の表に掲げるところによる。

名称	事項	様式
浄化槽保守点検業登録申請書	条例第4条第1項関係	第1号様式
浄化槽保守点検業登録事項変更届出書	条例第8条第1項関係 第2条関係	第2号様式
浄化槽保守点検業廃業等届出書	条例第9条関係	第3号様式
京都市登録浄化槽管理士証	条例第12条第3項関係 第5条関係	第4号様式
身分証明書	条例第18条第2項関係	第5号様式

附 則

この規則は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則(平成11年11月26日規則第68号)

この規則は、平成11年12月1日から施行する。

附 則(平成17年3月4日規則第71号)

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

別表(第4条関係)

- (1) スカム及び汚泥厚測定器具
- (2) 汚泥沈殿試験器具
- (3) 温度計
- (4) 溶存酸素測定器具
- (5) 透視度計
- (6) 水素イオン濃度指数測定器具
- (7) 残留塩素測定器具
- (8) 塩素イオン濃度測定器具
- (9) 水準器
- (10) その他市長が必要と認める器具

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

昭和29年8月12日条例第21号(制定)

昭和47年3月31日条例第49号

平成5年3月31日条例第67号

改正 平成9年3月条例第100号、10年12月第45号、12年3月第89号、13年3月第89号、

13年6月第2号、15年10月第32号、17年3月第32号、第95号、18年3月第153号、

19年6月第5号

目次

- 第1章 総則(第1条～第5条)
- 第2章 廃棄物の減量(第6条～第15条)
- 第3章 廃棄物の適正な処理(第16条～第23条)
- 第4章 生活環境の清潔の保持(第24条・第25条)
- 第5章 生活環境影響調査書の統覧等(第26条～第30条)
- 第6章 廃棄物減量等推進審議会及び廃棄物減量等推進員(第31条～第34条)
- 第7章 手数料等(第35条～第38条)
- 第8章 雑則(第39条～第41条)

附則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生、抑制及び再生利用の促進による廃棄物の減量、廃棄物の適正な処理並びに生活環境の清潔の保持(以下「廃棄物の減量等」という。)を図るために必要な事項を定めることにより、快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、国際文化観光都市としての良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

(用 語)

第2条 この条例において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)において使用する用語の例による。

(本市の責務)

第3条 本市は、廃棄物の減量等を図るために必要な施策を実施するとともに、廃棄物の減量等に関する事業者及び市民の意識の啓発を図らなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業系廃棄物(事業活動に伴って生じる廃棄物をいう。以下同じ。)の発生を抑制し、及びその再生利用を促進することにより、その減量を図らなければならない。

2 事業者は、単独又はは共同して、自らの責任において適正に事業系廃棄物を処理しなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量等に関し本市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、その再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量等に関し本市の施策に協力しなければならない。

第2章 廃棄物の減量

(本市が行う廃棄物の減量)

第6条 本市は、事業者及び市民による廃棄物の発生、抑制及び再生利用を促進するとともに、廃棄物の処理に際して、廃棄物の再生利用の促進に努めなければならない。

(事業者が行う廃棄物の減量)

第7条 事業者は、その事業活動に際して、使い捨ての製品、容器等の使用をなるべく抑制すること、再生品を使用すること、古紙、金属くず、廃プラスチック類等の再生利用をすることができる廃棄物(以下「再生利用可能廃棄物」という。)を分別すること等により、廃棄物の発生、抑制及び再生利用の促進に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、使い捨ての製品、容器等の製造及び販売をなるべく抑制すること、製品等の包装の簡素化を図ること等により、廃棄物の発生、抑制をなすべし。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、容易に再生利用をすることができる製品の開発、再生利用可能廃棄物の回収体制の整備、再生品の原材料としての廃棄物の利用の促進等により、廃棄物の再生利用の促進に努めなければならない。

(市民が行う廃棄物の減量)

第8条 市民は、使い捨ての製品、容器等の使用をなるべく抑制し、包装が簡素な製品、再生品及び容易に再生利用をすることができる製品を積極的に購入すること等により、廃棄物の発生、抑制及び再生利用に努めなければならない。

2 市民は、販売業者に返却することができる再生利用可能廃棄物を販売業者に返却し、市民が行う再生利用可能廃棄物の集団回収に協力するよう努めるとともに、本市が行う再生利用可能廃棄物の分別収集等に協力しなければならない。

(事業用大規模建築物の所有者の減量義務)

第9条 事業の用に供する大規模な建築物で別に定めるもの(以下「事業用大規模建築物」という。)の所有者(区分所有に係る事業用大規模建築物にあっては、事業の用に供しない部分のみの区分所有権を有する者を除く。以下同じ。)は、当該建築物から排出される事業系廃棄物の再生利用をすること等により、事業系廃棄物の減量を図らなければならない。

(減量計画)

第10条 事業用大規模建築物の所有者は、毎年1回、別に定めるところにより、事業系廃棄物の種類、発生量の見込み、再生利用の方策に関する事項等を定めた事業系廃棄物の減量に関する計画(以下「減量計画」という。)を作成し、市長に届け出なければならない。

2 事業用大規模建築物の所有者は、減量計画に従って、事業系廃棄物の減量を図らなければならない。

(廃棄物管理責任者)

第11条 事業用大規模建築物の所有者は、減量計画の立案、減量計画に基づく事業系廃棄物の減量に関する業務その他事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、別に定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出なければならない。

(事業用大規模建築物の占有者の協力義務)

第12条 事業用大規模建築物の占有者は、事業系廃棄物の発生を抑制すること、事業系廃棄物の再生利用をすること等により、当該建築物の所有者が行う事業系廃棄物の減量に協力しなければならない。

(廃棄物の保管場所の設置)

第13条 事業用大規模建築物の所有者は、事業系廃棄物の減量及び適正な処理を図るため、当該建築物、その敷地内その他適切な場所に、当該建築物から排出される事業系廃棄物を保管するために必要な規模の保管場所(以下「保管場所」という。)を設置するよう努めなければならない。

2 事業用大規模建築物の新築(建築物の床面積を変更し、又は既存の建築物の全部若しくは一部の用途を変更することにより事業用大規模建築物とすることを含む。以下同じ。)、増築、改築又は移転(以下「新築等」という。)をしようとする者で別に定めるもの(以下「事業用大規模建築物建築主」という。)は、当該建築物、その敷地内その他適切な場所に保管場所を設置しなければならない。

3 事業用大規模建築物建築主は、当該建築物の新築等に着手する前に、別に定めるところにより、前項の規定による保管場所の設置に関する事項を市長に届け出なければならない。

(改善勧告及び公表)

第14条 市長は、事業用大規模建築物の所有者が第9条、第10条若しくは第11条の規定に違反していると認めるとき、又は事業用大規模建築物建築主が前条第2項若しくは第3項の規定に違反していると認めるときは、これらの者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(事業系廃棄物の受入れの拒否)

第15条 市長は、前条第2項の規定による公表の後においても、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物建築主が、なお、同条第1項の規定による勧告に従わなかったときは、当該建築物から排出される事業系廃棄物の本市が設置する一般廃棄物処理施設への受入れを拒否することができる。

第3章 廃棄物の適正な処理

(一般廃棄物処理計画の告示)

第16条 市長は、法第6条第1項の規定に基づく一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めたときは、告示するものとする。

(排出禁止物)

第17条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、管理者。以下「占有者等」という。)は、一般廃棄物の収集に際して、次の各号に掲げる一般廃棄物で別に定めるもの(以下「排出禁止物」という。))を排出してはならない。

- (1) 有害な物質を含む一般廃棄物
- (2) 著しい悪臭を発生させる一般廃棄物

(3) 一般廃棄物の処理に従事する者に危険を及ぼすおそれがある一般廃棄物

(4) 体積又は重量が著しく大きい一般廃棄物

(5) 前各号に掲げるものの外、本市が行う一般廃棄物の処理に著しい支障を及ぼすおそれがある一般廃棄物

(占有者等の自己処理の基準等)

第18条 占有者等は、自ら一般廃棄物を処理するときは、法第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物については、同条第3項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準)に従わなければならない。

2 占有者等は、自ら処分しない一般廃棄物(排出禁止物及び特別管理一般廃棄物を除く。)(については、一般廃棄物処理計画に従って適正に分別し、所定の場所に集める等本市が行う一般廃棄物の処理に協力しなければならない)。

3 占有者等は、自ら処分しない排出禁止物及び特別管理一般廃棄物については、その処理に関する市長の指示に従わなければならない。

(事業者の処理責任等)

第19条 事業者は、事業系廃棄物については、生活環境の保全上支障が生じないように自ら処理し、又は廃棄物処理業者(廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる者をいう。)(に処理させなければならない)。

2 市長は、多量の事業系廃棄物を排出する事業者に対し、当該廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

(製品等の処理困難性の自己評価等)

第20条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難とならないように、適切な原材料の選択、適正な処理の方法についての情報の提供等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

(適正処理困難物の指定等)

第21条 市長は、廃棄物となった場合に適正な処理が困難な一般廃棄物となる製品、容器等(以下「適正処理困難物」という。)を指定することができる。

2 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その回収その他適正処理困難物の処理に必要な協力を要請することができる。

(本市が行う産業廃棄物の処理)

第22条 法第11条第2項の規定により本市が行う産業廃棄物の処理は、一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物で別に定めるものの処分とする。

(一般廃棄物処理施設における廃棄物の受入基準)

第23条 本市が設置する一般廃棄物処理施設に廃棄物を搬入しようとする者は、別に定める基準に従わなければならない。

2 前項の場合において、廃棄物を搬入しようとする者が同項の基準に従わないときは、市長は、当該廃棄物の受入れを拒否することができる。

第4章 生活環境の清潔の保持

(生活環境の清潔の保持の促進)

第24条 本市は、生活環境の清潔の保持に関する事業者及び市民の自主的な活動を促進するよう努めなければならない。

(公共の場所等の清潔の保持)

第25条 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所のみだりに廃棄物を捨てること等により当該公共の場所を汚すことのないようしなければならない。

2 土地の占有者(占有者がいない場合は、管理者)は、その土地のみだりに廃棄物が捨てられることのないように必要な措置を講じなければならない。

第5章 生活環境影響調査書の総覧等

(総覧等の対象となる一般廃棄物処理施設)

第26条 法第9条の3第2項(同条第8項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による同条第1項に規定する調査の結果を記載した書類(以下「生活環境影響調査書」という。)の公表への総覧及び意見書を提出する機会との付与の対象となる一般廃棄物処理施設(以下「対象施設」という。)は、法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設とする。

(生活環境影響調査書の公告及び総覧)

第27条 市長は、法第9条の3第2項の規定により生活環境影響調査書を公表の総覧に供しようとするときは、あらかじめ、その旨、総覧の場所その他別に定める事項を公告し、生活環境影響調査書を公告の日から起算して1月間総覧に供しなければならない。

(生活環境影響調査書についての意見書の提出)

第28条 法第9条の3第1項又は第7項の規定による届出に係る対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、前条の公告の日から、同条の総覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、市長に意見書を提出することができる。

(環境影響評価との関係)

第29条 対象施設の設置又は変更が環境影響評価法第2条第4項に規定する対象事業又は京都市環境影響評価等に関する条例第2条第2号に規定する対象事業である場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、前2条の手続を経たものとみなす。

- (1) 環境影響評価法第27条の規定による評価書の公告及び総覧を経たとき。
- (2) 京都市環境影響評価等に関する条例第25条の規定による評価書の公告及び総覧を経たとき。

(他の府県及び市町村との協議)

第30条 市長は、法第9条の3第1項に規定する周辺地域が他の市町村の区域にわたるときは、第27条及び第28条の手続について、当該市町村の長及び当該市町村を包括する府県の知事と協議しなければならない。

第6章 廃棄物減量等推進審議会及び廃棄物減量等推進員

(廃棄物減量等推進審議会)

第31条 一般廃棄物の減量に関する事項その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するため、法第5条の7第1項の規定に基づき、京都市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の組織)

第32条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第33条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(廃棄物減量等推進員)

第34条 市長は、社会的信望があり、かつ、廃棄物の減量等に関し熟意と識見を有する者のうちから、法第5条の8第1項の規定に基づき、廃棄物減量等推進員を委嘱するものとする。

2 廃棄物減量等推進員は、廃棄物の減量等に関する本市の施策への協力その他の活動を行う。

第7章 手数料等

(一般廃棄物処理手数料)

第35条 地方自治法第227条の規定により、一般廃棄物の収集、運搬及び処分について、別表第1に掲げる手数料を徴収する。

2 本市が定期的収集する一般廃棄物及び本市が収集する粗大ごみに係る既納の手数料は、選付しない。

(許可等申請手数料等)

第36条 法又は浄化槽法の規定に基づく許可等の申請(以下「申請」という。)に対する審査について、別表第2に掲げる手数料を徴収する。

2 前項の手数料は、申請の際に納入しなければならない。

3 既納の手数料は、選付しない。

(産業廃棄物の処分に必要な費用)

第37条 本市が行う産業廃棄物の処分について法第13条第2項の規定により徴収する費用の額は、別表第3のとおりとする。

(一般廃棄物処理手数料等の減免)

第38条 市長は、特別の理由があると認めるときは、第35条第1項に規定する手数料及び前条に規定する費用を減額し、又は免除することができる。

第8章 雑則

(報告の徴収)

第39条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、占有者等、事業者その他必要と認める者に対し、廃棄物の処理に関し必要な報告を求めることができる。

(立入調査等)

第40条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、占有者等、事業者その他必要と認める者が占有し、所有し、又は管理する土地又は建物に立ち入り、必要な調査をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第41条 この条例において別に定めるところとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。
(事業用大規模建築物の所有者等に関する経過措置)
- 2 この条例による改正後の京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第9条から第15条までの規定は、市規則で定める日から適用する。
(市規則で定める日は、平成6年3月31日規則第136号で平成6年4月1日)
(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

3 京北町の区域の編入の日前に同町の区域内(以下「旧町区域内」という。)において事業用大規模建築物の新築等に着手した事業用大規模建築物建築主及び事業用大規模建築物の新築等に必要と準備行為を行った者のうち市長が特にやむを得ない事情があると認める者(以下「事業用大規模建築物建築主等」という。)については、第13条第2項及び第3項の規定は、適用しない。

4 事業用大規模建築物建築主等は、事業用大規模建築物、その敷地内その他適切な場所に保管場所を設置するよう努めなければならない。

5 前2項で定めるもののほか、旧町区域内におけるこの条例の適用に関し必要な経過措置は、市長が定める。

附 則(平成9年3月31日条例第100号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年6月1日から施行する。ただし、第30条及び別表第1ふん尿の項の改正規定並びに附則第3項の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の委託に係る手数料及び産業廃棄物の処分については、なお従前の例による。

(用区分)

- 3 この条例による改正後の京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第30条及び別表第1本市が収集する粗大ごみの項の規定は、本市が収集する粗大ごみの収集、運搬及び処分、平成9年10月1日以後の委託に係るものについて適用する。

附 則(平成10年12月21日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5章を第6章とし、第4章の次に1章を加える改正規定(第29条に係る部分に限る。)は、平成11年6月12日から施行する。

附 則(平成12年3月31日条例第89号)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成13年3月30日条例第89号)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
(1) 第36条の改正規定、別表第1本市が収集する粗大ごみの項の改正規定及び別表第2の改正規定平成13年4月1日
(2) 別表第1ふん尿の項の改正規定 平成13年6月1日
(3) 別表第1その他の一般廃棄物の項の改正規定及び別表第3の改正規定 平成13年7月1日

(経過措置)

2 平成13年4月1日前に委託を受けた本市が収集する粗大ごみの収集、運搬及び処分に係る手数料及び同日前の申請に係る手数料、同年6月1日前に委託を受けたふん尿の収集、運搬及び処分に係る手数料(臨時に収集するときに係るものに限る。)並びに同年7月1日前の収集、運搬及び処分の委託に係る手数料(本市が収集する粗大ごみ、ふん尿及びびん、猫等の死体に係るものを除く。)については、なお従前の例による。

附 則(平成13年6月1日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年10月20日条例第32号)

この条例は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第31条及び第34条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月25日条例第32号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、京北町の区域の編入の日(平成17年4月1日)から施行する。

附 則(平成17年3月25日条例第95号)
(施行期日)

1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。ただし、別表第1 ふん尿の項の改正規定は、同年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成17年6月1日前に委託を受けたふん尿の収集、運搬及び処分に係る手数料(臨時に収集するときに係るものに限る。)については、なお従前の例による。

附 則(平成18年3月27日条例第153号)

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条、次項及び附則第3項の規定 平成18年4月1日

(2) 第2条及び附則第4項の規定 平成18年10月1日

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例別表第1に規定する一般廃棄物収集運搬業者が市長の指定する施設に市長の指定する方法により搬入し、処分を委託する場合の平成18年度から平成25年度までの各年度の手数料の額は、同表に掲げる手数料の額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

年度の区分	率
平成18年度	0.5
平成19年度	0.5
平成20年度	0.65
平成21年度	0.65
平成22年度	0.65
平成23年度	0.8
平成24年度	0.8
平成25年度	0.8

3 本市が定期的に収集する一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料の徴収は、第2条の規定の施行前においても行うことができる。

2 平成18年10月1日から第3条の規定の施行の日の前日までの間に市長が指定する区域において収集する場合における第2条の規定による改正後の京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例別表第1の規定の適用については、同表備考1中「及びベットボトル(市長が指定するものに限る。)」とあるのは、「ペットボトル(市長が指定するものに限る。)」並びにプラスチック製の容器及び包装(市長が指定するものに限る。)」とする。

別表第1(第35条関係)

区 分		単位	手数料		
本市が定期的収集する一般廃棄物(ふん尿及び猫、フライング、ヤカメその他の羽の金属製の物を除く。)	特定資源ごみ	市長が指定する袋(以下「指定袋」という。)の容量10リットル	円		
		指定袋の容量20リットル	5		
		指定袋の容量30リットル	10		
		指定袋の容量45リットル	15		
		指定袋の容量5リットル	22		
		指定袋の容量5リットル	5		
		指定袋の容量10リットル	10		
		指定袋の容量20リットル	20		
		指定袋の容量30リットル	30		
		指定袋の容量45リットル	45		
本市が収集する粗大ごみ		3,200円以下(おおよび引)ごめる額			
ふん尿	人数に基づき算定する場合	使用し使用する者(以下「使用者」という。)が2人以上のとき。	1月	700	
		使用者が3人以上のとき。	1人につき1月	350	
	収集量に基づき算定する場合	定期的収集するとき。	1月の収集量が200リットル以下のとき。	1月	1,500
		臨時に収集するとき。	1月の収集量が200リットルを超えるとき。	1月100リットルまでごと	750
			1回の収集量が200リットル以下のとき。	1回	1,500
			1回の収集量が200リットルを超えるとき。	1回100リットルまでごと	750
犬、猫等の死体		1体	4,600		
その他	占有者等が収集、運搬及び処分を委託する場合	一般廃棄物収集運搬業者が市長の指定する施設に市長の指定する方法により搬入し、処分を委託する場合	100リットルまでごと	800	
		占有者等又は一般廃棄物収集運搬業者が市長の指定する施設に搬入し、処分を委託する場合	100キログラムまでごと	1,000	
	埋み処分を行う施設に搬入するとき。	1回の搬入量が600キログラム以下のとき。	100キログラムまでごと	1,200円	
		1回の搬入量が600キログラムを超え2トン以下のとき。	7,200円に600キログラムを超える部分に100キログラムに達するまでごとに1,600円を加えた額		
		1回の搬入量が2トンを超えるとき。	29,600円に2トンを超える部分に100キログラムに達するまでごとに2,000円を加えた額		
		その他	100キログラムまでごとに1,000円		
		1回の搬入量が300キログラム以下のとき。	3,000円に300キログラムを超える部分に100キログラムに達するまでごとに1,400円を加えた額		
		1回の搬入量が300キログラムを超え1トン以下のとき。	12,800円に1トンを超える部分に100キログラムに達するまでごとに1,800円を加えた額		
		1回の搬入量が1トンを超えるとき。			

- 備考
- 1 特定資源ごみとは、缶、ガラスびん、ペットボトル(市長が指定するものに限る。)並びにプラスチック製の容器及び包装(市長が指定するものに限る。)をいう。
 - 2 「人数に基づき算定する場合」とは、3に該当しない場合をいう。
 - 3 「収集量に基づき算定する場合」とは、使用者がそれぞれ当該町に設けられている建物に居住している場合、使用者の数が不確定である場合その他使用者の人数に基づき手数料の額を算定することか不適当と認められる事例がある場合をいう。

別表第2(第36条関係)

区分	手数料(1件につき)
法第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	円 15,000
法第7条第2項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	15,000
法第7条第6項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	15,000
法第7条第7項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	15,000
法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	15,000
法第8条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設 の許可の申請に対する審査	130,000
その他の一般廃棄物処理施設	110,000
法第9条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設 の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	120,000
その他の一般廃棄物処理施設	100,000
法第9条の5第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	94,000
法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	94,000
法第9条の6第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査	94,000
法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査	94,000
法第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	81,000
法第14条第2項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	73,000
法第14条第6項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	100,000
法第14条第7項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	94,000

法第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	71,000
法第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	92,000
法第14条の4第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	81,000
法第14条の4第2項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	74,000
法第14条の4第6項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	100,000
法第14条の4第7項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	95,000
法第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	72,000
法第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	95,000
法第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設	140,000
その他の産業廃棄物処理施設	120,000
法第15条の2の2第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設	130,000
その他の産業廃棄物処理施設	110,000
浄化槽法第35条第1項の規定に基づく浄化槽清掃業の許可の申請に対する審査	15,000

別表第3(第37条関係)

埋立処分を行う施設	1回の搬入量が600キログラム以下のとき。	100キログラムまでごとに1,200円
に搬入するとき。	1回の搬入量が600キログラムを超え2トン以下のとき。	7,200円に600キログラムを超える部分がい100キログラムごとにするまでごとに1,600円を加え、その額
	1回の搬入量が2トンを超えるとき。	29,600円に2トンを超える部分がい100キログラムごとにするまでごとに2,000円を加え、その額
その他	1回の搬入量が300キログラム以下のとき。	100キログラムまでごとに1,000円
	1回の搬入量が300キログラムを超え1トン以下のとき。	3,000円に300キログラムを超える部分がい100キログラムごとにするまでごとに1,400円を加え、その額
	1回の搬入量が1トンを超えるとき。	12,800円に1トンを超える部分がい100キログラムごとにするまでごとに1,800円を加え、その額

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則

昭和29年8月12日規則第44号(制定)
昭和47年3月31日規則第149号
平成5年3月31日規則第168号

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 廃棄物の減量(第2条～第6条)
- 第3章 廃棄物の適正な処理(第7条～第11条)
- 第4章 一般廃棄物処理業(第12条～第14条)
- 第5章 一般廃棄物処理施設(第15条～第24条の2)
- 第6章 再生利用業(第25条～第28条)
- 第7章 浄化槽清掃業(第29条・第30条)
- 第8章 生活環境影響調査書の縦覧に係る公告(第31条)
- 第9章 廃棄物減量等推進審議会(第32条～第35条)
- 第10章 手数料等(第36条～第38条)
- 第11章 雑則(第39条～第42条)

附則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)、浄化槽法及び京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(以下「条例」という。))の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 廃棄物の減量

(事業用大規模建築物)

第2条 条例第9条に規定する事業の用に供する大規模な建築物で別に定めるもの(以下「事業用大規模建築物」という。))は、事業の用に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上である建築物とする。

(事業系廃棄物の減量に関する計画の作成及び届出)

第3条 事業用大規模建築物の所有者は、毎年5月31日までに、その年の4月1日から翌年の3月31日までの期間について条例第10条第1項に規定する減量計画(以下「減量計画」という。))を作成し、市長に届けなければならない。

- 2 減量計画は、事業系廃棄物減量計画書(第1号様式)に記載することをより作成するものとする。
- 3 条例第10条第1項の規定による届出は、事業系廃棄物減量計画を市長に提出することにより行うものとする。
- 4 前項の届出をした者は、事業系廃棄物減量計画変更届(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(廃棄物管理責任者の選任及び届出)

第4条 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物の全部又は一部が事業の用に供された日から30日以内に、当該事業用大規模建築物の管理について責任を有する者のうちから廃棄物管理

責任者を選任し、当該選任の日から10日以内に、廃棄物管理責任者選任届(第3号様式)によりその旨を市長に届けなければならない。

- 2 前項の届出をした者は、廃棄物管理責任者選任届の記載事項に変更があったときは、その変更があった日から10日以内に廃棄物管理責任者変更届(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(事業系廃棄物の保管場所を設置しなければならない者)

第5条 条例第13条第2項に規定する事業用大規模建築物建築主は、新築(建築物の床面積を変更し、又は既存の建築物の全部若しくは一部の用途を変更することにより事業用大規模建築物とすることを合む。以下同じ。)、増築、改築又は移転をしようとする者で、当該新築、増築、改築又は移転により生じ、又は増加する事業の用に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上であるものとする。

(事業系廃棄物の保管場所の設置の届出)

第6条 前条に規定する者は、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知をする前に、次の各号に掲げる図面を添えた事業系廃棄物保管場所設置届(第5号様式)により、条例第13条第1項に規定する保管場所(以下「保管場所」という。))の設置に関する事項を市長に届けなければならない。

- (1) 事業用大規模建築物の付近見取図
- (2) 保管場所に係る位置図、平面図及び立面図

第3章 廃棄物の適正な処理

(一般廃棄物の処理を受ける旨の届出)

第7条 土地又は建物の占有者(占有者が不在の場合は、管理者。以下「占有者等」という。))は、本市が行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分を受けようとするときは、その旨を市長に申し出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本市が定期的にを行うふん尿以外の一般廃棄物の収集を受けようとするとき。
- (2) 継続的に、法第7条第12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者に委託して、本市が行う一般廃棄物の処分を受けようとするとき。
- 2 前項の規定による届出は、ふん尿以外の一般廃棄物の収集、運搬又は処分を受けようとする場合にあっては当該一般廃棄物の種類、形状及び量を、ふん尿の収集、運搬及び処分(以下「ふん尿の処理」という。))を受けようとする場合(条例別表第1に規定する人数に基づき算定する場合に該当する場合に限る。))にあっては便所を使用する者の人数を、それぞれ明らかにして行わなければならない。
- 3 第1項の規定による届出をした者は、一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を受ける必要がなくなつたとき、又は前項の規定により明らかにした事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を市長に届けなければならない。

(多量の事業系廃棄物を排出する事業者)

第8条 条例第19条第2項の規定により市長が事業系廃棄物(事業活動に伴って生じる廃棄物をいう。以下同じ。))を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる事業者は、おおむね1日平均200キログラム以上又は1立方メートル以上の事業系廃棄物を排出する事業者とする。

(本市が処分する産業廃棄物)

第9条 条例第22条に規定する産業廃棄物で別に定めるものは、中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる者が本市の区域内において排出した産業廃棄物で別に定めるものとする。

2 市長は、本市が行う一般廃棄物の処分に支障を及ぼすおそれがあるとき、前項に規定する産業廃棄物の処分を行わないことがある。

(特別管理産業廃棄物管理責任者の設置又は変更の報告)

第10条 法第12条の2第6項に規定する事業者は、同項の規定により特別管理産業廃棄物管理責任者を設置し、又はこれを変更したときは、当該設置又は変更の日から30日以内に、特別管理産業廃棄物管理責任者設置・変更報告書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物処理施設における廃棄物の受入基準)

第11条 条例第23条第1項に規定する別に定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 本市の区域外において生じた廃棄物を搬入しないこと。
- (2) 特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物を搬入しないこと。
- (3) 重量が1キログラムを超えるパーソナルコンピュータ(その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含む。)を搬入しないこと。
- (4) 条例第22条に規定する産業廃棄物以外の産業廃棄物を搬入しないこと。
- (5) 本市が設置する一般廃棄物処理施設のうち、焼却による処分を行う施設に搬入しようとする場合においては、次に掲げる要件に該当する廃棄物以外の廃棄物を搬入しないこと。

ア 可燃物であること。

イ 有害な物質を含むこと、著しい悪臭を発生させること、爆発又は引火のおそれがあること、体積又は重量が著しく大きいこと等により本市が行う一般廃棄物の処分に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。

(6) 本市が設置する一般廃棄物処理施設のうち、破砕による処分を行う施設に搬入しようとする場合においては、前号イに掲げる要件に該当する廃棄物以外の廃棄物を搬入しないこと。

(7) 本市が設置する一般廃棄物処理施設のうち、埋立による処分を行う施設に搬入しようとする場合にあっては、次に掲げる要件に該当する廃棄物以外の廃棄物を搬入しないこと。

ア 不燃物であること。

イ 有害な物質を含むこと、著しい悪臭を発生させること、爆発又は引火のおそれがあること、容易に取散し、又は流出すること等により本市が行う一般廃棄物の処分に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。

(8) 本市が設置する一般廃棄物処理施設のうち、特定の廃棄物の再生を目的とする施設に搬入しようとする場合には、当該特定の廃棄物以外の廃棄物を搬入しないこと。

第4章 一般廃棄物処理業

(一般廃棄物処理業の許可の申請)

第12条 法第7条第1項又は第6項の規定による一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業(以下「一般廃棄物処理業」という。)の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業許可申請書(第7号様式)に次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第9条の2第2項第1号から第3号までに掲げる図書

(2) 申請者に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人がある場合には、当該使用人の住民票の写し(本籍の記載のあるものに限るものとし、外国人にあっては、外国人登録法第4条の3第2項に規定する登録原票記載事項証明書。以下同じ。)

(3) 申請者が法人である場合には、次に掲げる書類

ア 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

イ 法第7条第5項第4号に規定する役員の住民票の写し

ウ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し又は登記事項証明書

(4) 申請者が個人である場合には、次に掲げる書類

ア 住民票の写し

イ 申請者が法第7条第5項第4号に規定する未成年者であるときは、その法定代理人の住民票の写し
(5) その他市長が必要と認める図書

(一般廃棄物処理業の変更の許可の申請)

第13条 法第7条の2第1項の規定による事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書(第8号様式)に次の各号に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 変更後の事業に係る規則第9条の2第2項第1号及び第2号に掲げる図書

(2) 前条の許可に係る文書(以下「一般廃棄物処理業許可書」という。)

2 市長は、前項の許可をしたときは、一般廃棄物処理業許可書を書き換えたと見え、これを申請者に交付する。

(一般廃棄物処理業の廃止等の届出)

第14条 法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物処理業の全部又は一部の廃止に係る届出をしようとする者は、一般廃棄物処理業廃止届(第9号様式)に一般廃棄物処理業許可書を加えて、市長に提出しなければならない。

2 法第7条の2第3項の規定による住所その他の事項の変更の届出をしようとする者は、一般廃棄物処理業変更届(第10号様式)に、当該届出が一般廃棄物処理業許可書の記載事項の変更の届出であるときは当該一般廃棄物処理業許可書を加えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、一般廃棄物処理業の一部の廃止に係る第1項の届出及び一般廃棄物処理業許可書の記載事項の変更に係る前項の届出があつたときは、一般廃棄物処理業許可書を書き換えたと見え、これを届出者に交付する。

第5章 一般廃棄物処理施設

(一般廃棄物処理施設設置許可申請書)

第15条 法第8条第2項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設設置許可申請書(第11号様式)とする。

(一般廃棄物処理施設使用前検査申請書)

第16条 規則第4条の4第1項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設使用前検査申請書(第12号様式)とする。

(特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書)
第17条 規則第4条の17に規定する報告書は、特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書(第13号様式)とする。
(一般廃棄物処理施設変更許可申請書等)

第18条 規則第5条の3第1項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設変更許可申請書(第14号様式)とする。
2 一般廃棄物処理施設変更許可申請書とは、法第9条第2項において準用する法第8条第3項に規定する書類並びに規則第5条の3第3項各号に掲げる書類及び図面のほか、法第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る文書(以下「一般廃棄物処理施設設置許可書」という。)を添付しなければならない。

3 市長は、法第9条第1項本文の規定による許可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置許可書を書き換えたうえ、これを申請者に交付する。

(一般廃棄物処理施設軽微変更等届)

第19条 規則第5条の4の2第1項に規定する届出書は、一般廃棄物処理施設軽微変更等届(第15号様式)とする。

2 一般廃棄物処理施設軽微変更等届には、一般廃棄物処理施設設置許可書の記載事項の変更の届出であるときは、規則第5条の4の2第2項各号に掲げる書類及び図面のほか、一般廃棄物処理施設設置許可書を添付しなければならない。

3 市長は、一般廃棄物処理施設設置許可書の記載事項の変更に係る法第9条第3項の規定による届出があったときは、一般廃棄物処理施設設置許可書を書き換えたうえ、これを届出者に交付する。

(一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届)

第20条 規則第5条の5第1項に規定する届出書は、一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届(第16号様式)とする。

(一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書等)

第21条 規則第5条の5の2第1項に規定する申請書は、一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書(第17号様式)とする。

2 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書には、規則第5条の5の2第2項各号に掲げる書類及び図面のほか、一般廃棄物処理施設設置許可書を添付しなければならない。

(一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書等)

第22条 規則第5条の11第1項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書(第18号様式)とする。

2 一般廃棄物処理施設の譲渡人又は貸主は、当該一般廃棄物処理施設を譲り渡し、又は貸し付けたときは、速やかに一般廃棄物処理施設設置許可書を市長に返還しなければならない。

(一般廃棄物処理施設設置者合併・分割認可申請書等)

第23条 規則第5条の12第1項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設設置者合併・分割認可申請書(第19号様式)とする。

2 一般廃棄物処理施設設置者合併・分割認可申請書には、規則第5条の12第2項各号に掲げる書類のほか、一般廃棄物処理施設設置許可書を添付しなければならない。

3 市長は、法第9条の6第1項の規定による認可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置許可書を書き換えたうえ、これを申請者に交付する。

(一般廃棄物処理施設設置者相続届等)

第24条 規則第6条第1項に規定する届出書は、一般廃棄物処理施設設置者相続届(第20号様式)とする。

2 一般廃棄物処理施設設置者相続届には、規則第6条第2項各号に掲げる書類のほか、一般廃棄物処理施設設置許可書を添付しなければならない。

3 市長は、法第9条の7第2項の規定による届出があったときは、一般廃棄物処理施設設置許可書を書き換えたうえ、これを届出者に交付する。

(一般廃棄物処理施設設置特例届等)

第24条の2 規則第12条の7の7第2項に規定する届出書は、一般廃棄物処理施設設置特例届(第20号様式の2)とする。

2 規則第12条の7の7第5項の規定による届出は、一般廃棄物処理施設設置特例変更等届(第20号様式の3)により行うものとする。

第6章 再生利用業

(再生利用業の指定の申請)

第25条 規則第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号又は第10条の3第2号の規定による指定を受けようとする者は、再生利用業指定申請書(第21号様式)に次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画の概要を記載した書類

(2) 取引関係を記載した書類

(3) 生活環境の保全上の対策を記載した書類

(4) 廃棄物の再生利用により生じる廃棄物の処理方法を記載した書類

(5) 廃棄物の再生利用を行う者が廃棄物の再生利用のための廃棄物の収集又は運搬を委託する場合には、委託関係を記載した書類

(6) 申請者が前号の収集又は運搬を行う者である場合には、廃棄物の再生利用を行う者との委託関係を記載した書類

(7) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(8) 申請者が個人である場合には、住民票の写し

(9) その他市長が必要と認める図書

(再生利用業の変更に係る指定)

第26条 前条の指定を受けた者(以下「再生利用指定業者」という。)は、当該指定に係る事業(以下「再生利用業」という。)の範囲を変更しようとするときは、再生利用業指定変更申請書(第22号様式)に次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出し、変更後の事業についてその指定を受けなければならない。ただし、当該変更が再生利用業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

(1) 前条の指定に係る文書(以下「再生利用業指定書」という。)

(2) 変更後の事業に係る前条各号に掲げる図書

2 市長は、前項の指定をしたときは、再生利用業指定書を書き換えたうえ、これを申請者に交付する。

(再生利用業に係る変更の届出)

第27条 再生利用指定業者は、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、再生利用業変更届(第23号様式)に、当該届出が再生利用業指定書の記載事項の変更の届出であるときは当該再生利用業指定書を追加して、市長に提出しなければならない。

- (1) 住所
- (2) 氏名又は名称
- (3) 再生利用業に係る事務所及び事業場の所在地
- (4) 再生利用の目的
- (5) 再生利用の方法
- (6) 再生利用業に係る取引関係

2 市長は、再生利用業指定書の記載事項の変更に係る前項の規定による届出があったときは、当該再生利用業指定書を書き換えたいえ、これを申請者に交付する。

(再生利用業の廃止の届出)

第28条 再生利用指定業者は、再生利用業の全部又は一部を廃止したときは、再生利用業廃止届(第24号様式)に再生利用業指定書を追加して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、再生利用業の一部の廃止に係る前項の規定による届出があったときは、再生利用業指定書を書き換えたいえ、これを届出者に交付する。

第7章 浄化槽清掃業

(浄化槽清掃業の許可の申請)

第29条 浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書(第25号様式)を市長に提出しなければならない。

(浄化槽清掃業の変更等の届出)

第30条 浄化槽法第37条の規定による変更の届出をしようとする者は、浄化槽清掃業変更届(第26号様式)に、当該届出が前条の許可に係る文書(以下「浄化槽清掃業許可書」という。)の記載事項の変更の届出であるときは当該浄化槽清掃業許可書を追加して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、浄化槽清掃業許可書の記載事項の変更に係る前項の規定による届出があったときは、浄化槽清掃業許可書を書き換えたいえ、これを届出者に交付する。

3 浄化槽法第38条の規定による届出をしようとする者は、浄化槽清掃業廃止等届(第27号様式)に浄化槽清掃業許可書を追加して、市長に提出しなければならない。

第8章 生活環境影響調査書の縦覧に係る公告

第31条 条例第27条に規定する別に定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 法第8条第2項第2号から第4号までに掲げる事項
- (2) 条例第26条に規定する生活環境影響調査書の縦覧の期間及び時間
- (3) 条例第28条に規定する意見書の提出期限
- (4) その他市長が必要と認める事項

第9章 廃棄物減量等推進審議会

(会長)

第32条 京都市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の名指する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第33条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(部会)

第34条 審議会は、特別の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 会長が指名する委員
- (2) 当該特別の事項について専門の知識を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する者
- 3 部会ごとに部会長を置く。
- 4 部会長は、会長が指名する。
- 5 部会長は、その部会の事務を掌理する。

(庶務)

第35条 審議会の庶務は、環境局において処理する。

第10章 手数料等

(手数料等の徴収)

第36条 本市が定期的に収集する一般廃棄物(ふん尿及び鍋、フライパン、やかんその他の小型の金属製の物を除く。以下この条において同じ。)に係る手数料は、条例別表第1に規定する指定袋と引換えに徴収する。

- 2 占有者等は、本市が定期的に収集する一般廃棄物の収集、運搬及び処分を受けようとするときは、前項の指定袋を使用しなければならない。
- 3 本市が収集する粗大ごみ(以下「本市収集粗大ごみ」という。)に係る手数料は、別に定める粗大ごみ処理手数料券と引換えに徴収する。
- 4 占有者等は、本市収集粗大ごみの収集、運搬及び処分を受けようとするときは、当該本市収集粗大ごみに係る粗大ごみ処理手数料券を当該本市収集粗大ごみにちょう付しなければならない。
- 5 一般廃棄物(本市が定期的に収集する一般廃棄物及び本市収集粗大ごみを除く。)の収集、運搬又は処分に係る手数料及び産業廃棄物の処分にかかる費用の徴収は、ふん尿(臨時に収集するものを除く。)に

については2月ごとに、その他の廃棄物についてはそのつど行うものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

6 前項の規定にかかわらず、条例別表第1に規定する一般廃棄物収集運搬業者が市長の指定する施設に市長の指定する方法により搬入し、処分を委託する場合は手数料の徴収については、別に定める。

(月の中途に異動があった場合のふん尿に係る手数料の取扱い)

第37条 占有者等は、月の中途において、第7条第1項の規定によりふん尿の処理を受ける旨の申出をし、又は同条第3項の規定によりふん尿の処理を受ける必要がなくなった旨の届出をした場合において、条例別表第1に規定する人数に基づき算定する場合に該当するときは、当該申出又は届出をした日の属する月分の手料を納入しなければならない。ただし、その月にふん尿の処理を受けなかったときは、この限りでない。

(手数料等の減免)

第38条 条例第38条の規定により一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分に係る手数料又は産業廃棄物の処分に要する費用の減額又は免除を受けようとする者は、減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第11章 雑則

(許可書等の再交付)

第39条 法第8条第1項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物処理業者等」という。)は、一般廃棄物処理業の他法の規定による市長の許可を受けた者(以下「一般廃棄物処理業者等」という。)は、一般廃棄物処理業許可書、一般廃棄物処理施設設置許可書、再生利用業指定書、浄化槽掃掃許可書その他法の規定による市長の許可に係る文書(以下「許可書等」という。)が破れ、汚れ、又は紛失したときは、速やかに許可書等再交付申請書(第28号様式)を市長に提出し、許可書等の再交付を受けなければならない。

2 一般廃棄物処理業者等は、許可書等が破れ、又は汚れた場合において、前項の申請をしようとするときは、同項に規定する申請書に当該許可書等を添えなければならない。

3 一般廃棄物処理業者等は、許可書等を紛失したため許可書等の再交付を受けた場合において、紛失した許可書等を発見したときは、速やかに当該発見した許可書等を市長に返還しなければならない。

(許可書等の返還)

第40条 一般廃棄物処理業者等は、その許可又は指定を取り消されたときは、速やかに許可書等を市長に返還しなければならない。

(身分証明書)

第41条 条例第40条第2項に規定する証明書は、身分証明書(第29号様式)とする。

(補則)

第42条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は、所轄局長が定める。

附 則

改正 平成17年3月31日規則第182号

(施行期日)

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの規則による改正前の京都市廃棄物の処理及び清掃に関する規則(以下「改正前の規則」という。)第4条第1項の規定により行われた届出は、この規則による改正後の京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第2条第1項の規定により行われた申出とみなす。

3 施行日前に次の表の左欄に掲げる改正前の規則の規定により行われた申請は、同表の右欄に掲げる改正後の規則の規定により行われた申請とみなす。

第8条第1項	第6条又は第13条
第10条第1項	第7条第1項
第12条第1項	第9条
第12条の3第1項	第10条第1項
第12条の6第1項	第24条第1項

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

4 第4条第1項の規定にかかわらず、京北町の区域の編入の日(以下「編入日」という。)前に同町の区域内(以下「旧町区域内」という。)において事業用大規模建築物を所有する者は、編入日以後速やかに廃棄物管理責任者を選任し、平成17年5月31日までに廃棄物管理責任者選任届によりその旨を市長に届け出なければならない。この場合において、第3号様式中「第4条関係」とあるのは、「附則第4項関係」と読み替えるものとする。

5 第10条の規定にかかわらず、編入日前に旧町区域内において法第12条の2第6項に規定する事業所を設置している事業者で、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置しているものは、平成17年4月30日までに、特別管理産業廃棄物管理責任者設置・変更報告書を市長に提出しなければならない。この場合において、第6号様式中「第10条関係」とあるのは「附則第5項関係」と、同様式注以外の部分中「第10条」とあるのは「附則第5項」と読み替えるものとする。

6 前2項に定めるもののほか、旧町区域内におけるこの規則の適用に関し必要な経過措置は、所轄局長が定める。

附 則(平成6年3月31日規則第137号)

(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第3条第1項中「毎年5月31日」とあるのは、平成6年4月1日から平成7年3月31日まで期間についての京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第10条第1項に規定する減量計画にあっては、「平成6年7月29日」とする。

3 この規則の施行の際現に改正後の規則第2条に規定する事業用大規模建築物の所有者である者については、改正後の規則第4条第1項中「当該事業用大規模建築物の全部又は一部が事業の用に供された日から30日以内」とあるのは、「平成6年7月19日まで」とする。

附 則(平成8年3月29日規則第105号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年9月22日規則第51号)

(施行期日)

1 この規則は、平成9年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第24条の規定は、本市が収集する粗大ごみの収集、運搬及び処分等、平成9年10月1日以後の委託に係るものについて適用する。

附 則(平成10年3月31日規則第150号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成10年6月12日規則第24号)

この規則は、平成10年6月17日から施行する。

附 則(平成10年12月21日規則第78号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年3月11日規則第90号)

この規則中第6条の改正規定は平成11年5月1日から、別表の改正規定は同年4月1日から施行する。

附 則(平成11年11月26日規則第68号)

この規則は、平成11年12月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第182号)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、同年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正後の京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第2条第2号に規定する事業用大規模建築物の所有者である者については、第4条第1項中「当該事業用大規模建築物の全部又は一部が事業の用に供された日から30日以内」とあるのは、「平成12年6月30日まで」とする。

附 則(平成12年7月17日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年9月29日規則第58号)

この規則は、平成12年10月1日から施行する。

附 則(平成13年1月4日規則第85号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年3月30日規則第167号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年5月31日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年11月28日規則第72号)

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

附 則(平成16年1月26日規則第86号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年12月28日規則第64号)

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成17年3月4日規則第71号)

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第182号)

この規則は、京北町の区域の編入の日(平成17年4月1日)から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第239号)

この規則中第1条の規定は平成18年4月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

附 則(平成18年9月29日規則第58号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第139号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に事業の用に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満である建築物(大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗を除く。以下「新規事業用大規模建築物」という。)の所有者である者に対するこの規則による改正後の京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第3条第1項の規定の適用については、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの期間に係る同項に規定する減量計画に限り、同項中「毎年5月31日」とあるのは、「平成19年7月31日」とする。

3 この規則の施行の際現に新規事業用大規模建築物の所有者である者に対する改正後の規則第4条第1項の規定の適用については、同項中「当該事業用大規模建築物の全部又は一部が事業の用に供された日から30日以内」とあるのは、「平成19年7月21日まで」とする。

4 改正後の規則第5条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第13条第2項に規定する事業用大規模建築物建築主としない。

(1) 平成19年5月1日前に新規事業用大規模建築物の新築(建築物の床面積を変更し、又は既存の建築物の全部若しくは一部の用途を変更することにより事業用大規模建築物とすることを含む。)、増築、改築又は移転(以下「新築等」という。)の工事に着手する者

(2) 平成19年5月1日以後に新規事業用大規模建築物の新築等の工事に着手する者で、この規則の施行の日前に建築基準法第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けたもののうち、市長が特にやむを得ない事情があると認めるもの

5 平成19年4月10日までに建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知(以下「申請等」という。)をした者で、同年5月1日以後に新規事業用大規模建築物の新築等の工事に着手することを予定しているもの(前項第2号に該当する者を除く。)に対する改正後の規則第6条の規定の適用については、同条中「建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知をする前」とあるのは、「平成19年4月10日まで」とする。

6 平成19年5月1日前に新規事業用大規模建築物の新築等の工事に着手することを予定していた者で、同日以後に新規事業用大規模建築物の新築等の工事に着手することとなったもの(附則第4項第2号に該当する者を除く。)に対する改正後の規則第6条の規定の適用については、同条中「建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知をする前に」とあるのは、「速やかに」とする。

本市が処分する産業廃棄物

昭和47年3月31日
告示第308号(制定)

昭和59年3月31日告示第345号
平成13年3月30日告示第431号
平成14年5月1日告示第150号
平成17年5月2日告示第197号
平成20年8月13日告示第224号

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第9条第1項に規定する別に定める産業廃棄物を次のとおり定める。

1 種類

第1類 廃棄物処理及び清掃に関する法律施行令(以下令という。)第2条第1号(紙くず)、第2号(木くず)であつて竹、小片又は建具若しくは家具に係るもの及び第3号(繊維くず)

第2類 令第2条第7号(ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。))及び陶磁器くず)及び第9号(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物)。ただし、コンクリートくず及び第9号廃棄物のうち建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第2条第6項に規定する特定建設資材廃棄物に該当するものについては、小片に限る。

第3類 令第2条第1号(紙くず)、第2号(木くず)及び第3号(繊維くず)に掲げる産業廃棄物を焼却したものを

2 形状等

(1) 種類に定める第1類から第3類までの区分に分別されていること。

(2) 有害物質又は危険性のあるものを含まないこと。

(3) 飛散するおそれのあるものについては、容易に破れない容器に入れられているものであること。

(4) ガラスくず又は陶磁器くず等取扱いに危険が生じるおそれのあるものについては、こん包する等の措置がなされていること。

(5) あらかじめ、中空状態でないようにし、かつ、おおむね30センチメートル以下に破碎又は切断されている等処理に支障を来さないような形状であること。

3 搬入量

(1) 一の事業者又は一の産業廃棄物収集運搬業者が種類に定める第1類の産業廃棄物を本市の設置する一般廃棄物処理施設に搬入する量が毎月50トン以下であること。

(2) 一の事業者又は一の産業廃棄物収集運搬業者が種類に定める第2類及び第3類の産業廃棄物を本市の設置する一般廃棄物処理施設に搬入する量が毎月20トン以下であること。

(3) 一の事業者又は一の産業廃棄物収集運搬業者が種類に定める第1類の産業廃棄物中木くずのうち小片、第2類の産業廃棄物のうちコンクリートくず又は令第2条第9号の産業廃棄物のうち特定建設資材廃棄物に該当するものを本市の設置する一般廃棄物処理施設に搬入する量が1回につきおおむね200キログラム未満であり、かつ、おおむね1立方メートル未満であること。

平成 20 年度京都市一般廃棄物処理計画

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第 16 条の規定に基づき、平成 20 年度京都市一般廃棄物処理計画を次のように定めます。

平成 20 年度京都市一般廃棄物処理計画

- 1 一般廃棄物の処理量の見込み
(1) ごみ 657,950 t / 年
(2) 犬、猫等の死体及び実験用動物の死体（犬、猫等） 11,112 個 / 年
(実験用動物) 18 t / 年
(3) し尿及び浄化槽汚泥 33,200kl / 年
- 2 一般廃棄物の発生抑制・再資源化の方法
「京都市循環型社会推進基本計画～京のごみ戦略 2 1～」に基づき、次のような取組を進めることにより、一般廃棄物の発生抑制及び再資源化の促進を図る。

- (1) 発生抑制の方法
ア 家庭系一般廃棄物への有料指定袋制度の実施
家庭系一般廃棄物のうち家庭ごみ、缶・びん・ペットボトル及びプラスチック製容器包装について、経済的インセンティブによるごみ減量を図るため、有料指定袋制度を実施する。
イ 普及啓発活動
市民のごみ減量意識を高めるとともに、自主的な活動を促進するため、広報媒体、啓発冊子、施設見学会及び不用品リサイクル情報案内システムの活用を行うとともに、各まち美化事務所にごみ減量に関する相談等を行う窓口を設置し、市民への情報提供等の普及啓発事業の拡充を図る。
ウ ごみ減量・リサイクル推進体制
市民・事業者・行政のパートナーシップのもと、ごみ減量を推進していくための組織である「京都市ごみ減量推進会議」及び「地域ごみ減量推進会議」の活動を支援する。
エ ごみ減量推進員経験者の育成
地域でのごみ減量やリサイクルに関する活動を推進するため、ごみ減量推進員経験者の育成に取り組む。
オ ごみ減量・リサイクル推進店（めぐくんの店）推奨制度
容器・包装材の減量やリサイクルの推進等に積極的に取り組んでいる小売店を「ごみ減量・リサイクル推進店（めぐくんの店）」として認定し、その利用を市民に推奨する。
カ 生ごみの減量・リサイクルの促進
家庭から排出される生ごみの減量やリサイクルを推進するため、電動式生ごみ処理機及び生ごみコンポスト容器的購入助成を行う。
キ 事業系一般廃棄物の減量指導
事業系廃棄物の減量を促進させるため、きめこまかな普及啓発を行うとともに、事業用大規模建築物の所有者等に対する減量指導を強化する。
ク 事業系一般廃棄物用透明袋の推奨
一般廃棄物収集運搬許可業者が収集する事業系一般廃棄物について、京都市ごみ減量推進会議認定の透明袋の使用を推奨する。

(2) 再資源化の方法

- ア 資源ごみ収集
再資源化を図るため、家庭から排出される缶・びん・ペットボトル、小型金属類・スプレースプレー、プラスチック製容器包装の分別収集を実施する。
缶、お、繰り返し使用できるリターナブルびん（生きびん）については、その再使用を促進するための拠点回収制度の普及促進を図る。
また、紙パック、使用済み乾電池及び蛍光灯の拠点回収を促進するとともに、小学校給食用紙パックについても、再資源化をより一層促進する。
イ コミュニティ回収制度の普及促進
町内会等の地域コミュニティが主体となって古紙類、缶及びびん等の多様な資源を回収するコミュニティ回収制度の普及促進を図るため、コミュニティ回収実施団体登録制度を実施する。
ウ 使用済みてんぷら油の回収及び燃料化
使用済みてんぷら油の拠点回収については、専用回収容器の設置等により、日常的な地域住民からの油の受入体制を拡充するとともに、回収した使用済みてんぷら油は、燃料化施設において燃料化を行う。
エ 破碎処理施設及び焼却施設からの鉄分回収
大型ごみの破碎処理過程において、鉄分を回収する。
オ 秘密書類の再資源化
事業所から排出される秘密書類について、本市、排出業者及び回収業者が連携し、リサイクルシステムを促進する。
カ 魚アラリサイクルの促進
事業系一般廃棄物のうち、再資源化が可能な魚アラについて、排出事業者及び一般廃棄物収集運搬許可業者への再資源化への普及啓発等を図るとともに、京都市魚アラリサイクルセンターで再資源化を行う。
キ 民間施設における事業系一般廃棄物の再資源化
事業系一般廃棄物のうち、樹木剪定枝、廃木材及び食品廃棄物など再資源化が可能なものについては、本市内及び周辺地域の民間施設における再資源化の促進を図る。
ク 特定家庭用機器廃棄物
特定家庭用機器再商品化法の対象である家電 4 品目が適正にリサイクルされるよう、構築したシステムを維持するとともに、普及啓発活動を実施する。
ケ 家庭用パーソナルコンピュータ
資源の有効な利用の促進に関する法律の対象である家庭用パーソナルコンピュータが適正にリサイクルされるよう、構築したシステムを維持するとともに、普及啓発活動を実施する。
- 3 処理計画
(1) ごみ
ア 収集・運搬、中間処理及び最終処分計画
次の図のとおり

処理区分 種類	収集・運搬		処理方法
	処理主体	量	
家庭ごみ	市	225,000t/年	焼却 破砕 再資源化
缶・びん・ペットボトル		14,100t/年	
小型金属類・スプレー缶		480t/年	
プラスチック製容器包装		10,700t/年	
紙パック		100t/年	
乾電池		80t/年	
蛍光管		40t/年	
廃食用油		150t/年	
大型ごみ		6,300t/年	
一時多量ごみ		3,200t/年	
街頭ごみ容器のごみ 不法投棄ごみ		1,600t/年	
事業者収集ごみ	286,000t/年	許業者	
持込ごみ	88,300t/年		排出者
合計	21,900t/年	21,900t/年	
	計	657,950t/年	年

中間処理		残渣量	処理方法
処理方法・処理主体別の量	破碎・焼却・再資源化		
<焼却>市	532,900 t/年		
<破碎>市	51,600 t/年	(破碎後) 50,300t/年 (鉄分回収) 1,300t/年	焼却 再資源化
<再資源化> 【内訳】	51,550 t/年		
市	缶・びん・ペットボトル 12,300 t/年 小型金属類・スプレー缶 480 t/年 プラスチック製容器包装 9,100 t/年	残渣 8,800t/年	焼却
許可業者等	紙パック 100t/年 乾電池 80t/年 蛍光管 40t/年 廃食用油 150t/年 魚アラ 1,600t/年		
剪定枝	6,600t/年		
廃木材	7,200t/年		
食品廃棄物	5,100t/年		

最終処分		埋立量
処理主体	埋立処分	
市	京都市埋立施設 (不燃物) 21,900 t/年 (焼却残渣) 75,100 t/年	
合計	大阪湾広域処理場 (焼却残渣等) 13,700 t/年	110,700t/年

持込ごみには、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第22条に規定する産業廃棄物を含む。

イ 収集・運搬の概要

(7) 種類及び収集方法

種類	収集回数	収集方法
家庭系ごみ	家庭ごみ	ポリ袋（市長が指定する袋(*1)）による定点・片側・各戸収集。ただし、精霊送りの供物は、供物受納場所からの収集
	缶・びん・ペットボトル	ポリ袋（市長が指定する袋(*2)）による定点収集
	小型金属類・スプレー缶	ポリ袋による定点収集
	プラスチック製容器包装	ポリ袋（市長が指定する袋(*2)）による定点収集
	紙パック	拠点回収（市内約 290 箇所）
	乾電池	拠点回収（市内約 80 箇所）
	廃食用油	拠点回収（市内約 1,150 箇所）
	蛍光管	拠点回収（市内約 210 箇所）
	大型ごみ	申込みによりそのつど各戸収集
	一時多量ごみ	申込みによりそのつど各戸収集
事業系ごみ	街頭ごみ容器のごみ	街頭ごみ容器からの収集
	不法投棄ごみ	不法投棄箇所からの収集
	業者収集ごみ	
資源ごみ		

(*2) 資源ごみ(缶・びん・ペットボトル及びプラスチック製容器包装に限る。)に使用する市長が指定する袋

容量	材質	色、文字等	製造者
45 リットル	高密度ポリエチレン	無色透明 資源ごみ用 45ℓ その他市長が指定する文字等	市
30 リットル	高密度ポリエチレン	無色透明 資源ごみ用 30ℓ その他市長が指定する文字等	市
20 リットル	高密度ポリエチレン	無色透明 資源ごみ用 20ℓ その他市長が指定する文字等	市
10 リットル	高密度ポリエチレン	無色透明 資源ごみ用 10ℓ その他市長が指定する文字等	市

b. ボランティアイ袋

容量	材質	色、文字等	製造者
30 リットル	高密度ポリエチレン	ナチュラル半透明 資源ごみ用 その他市長が指定する文字等	市

(イ) 収集しない一般廃棄物

区分	品目の例示
有害な物質を含む一般廃棄物	自動車用鉛蓄電池、二輪自動車用鉛蓄電池、ニカド電池、ボタン型乾電池、PCB使用部品、劇薬・毒物などの薬品類、農薬の入った容器及び使用済み注射針・注射器等
著しい悪臭を発生させる一般廃棄物	汚物の付着した紙おむつ、汚泥及び腐敗した動植物性残渣等
一般廃棄物に従事する者に危険を及ぼすおそれがある一般廃棄物	ガスボンベ、消火器、石油類の入った容器、塗料や溶剤の入った容器、多量のマッチ、ガラス、刃物、剃刀及び爪等
体積又は重量が著しく大きい一般廃棄物	自動車、オートバイ、原動機付自転車、ピアノ、タイヤ、耐火金庫（50 cm角以上）、大型モーター及びドラム缶等
資源の有効な利用の促進に関する法律に定めるもの	重量が1キログラムを超えるパーソナルコンピュター（その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含む。）

(ただし、排出の方法によっては収集が可能となる一般廃棄物もあるため、その排出方法については、事前に環境局又はまち美化事務所の指示に従うこと。)

(*1) 家庭ごみに使用する市長が指定する袋

容量	材質	色、文字等	製造者
45 リットル	高密度ポリエチレン	黄色半透明 家庭ごみ用 45ℓ その他市長が指定する文字等	市
30 リットル	高密度ポリエチレン	黄色半透明 家庭ごみ用 30ℓ その他市長が指定する文字等	市
20 リットル	高密度ポリエチレン	黄色半透明 家庭ごみ用 20ℓ その他市長が指定する文字等	市
10 リットル	高密度ポリエチレン	黄色半透明 家庭ごみ用 10ℓ その他市長が指定する文字等	市
5 リットル	高密度ポリエチレン	黄色半透明 家庭ごみ用 5ℓ その他市長が指定する文字等	市

b. ボランティアイ袋

容量	材質	色、文字等	製造者
45 リットル	高密度ポリエチレン	ナチュラル半透明 公園・緑地ごみ用	市

ウ 中間処理施設の概要

(7) 再資源化施設

施設名称	対象品目	処理能力	所在地
京都市北部資源リサイクルセンター	缶、びん及びびんトボトル	40 t / 日	京都市右京区梅ヶ畑高鼻町 27 番地
京都市南部資源リサイクルセンター	同上	60 t / 日	京都市伏見区横大路千両松町 447 番地
西部圧縮梱包施設	プラスチック製容器包装	60 t / 日	京都市西京区大枝沓掛町 26 番地
京都市横大路学園	同上	20 t / 日	京都市伏見区横大路千両松町 277 番地
京都市廃食用油燃料化施設	廃食用油	5,000 % / 日	京都市伏見区横大路千両松町 447 番地
京都市魚アライサイクルセンター	魚アライ	33 t / 日	京都市伏見区横大路千両松町 205 番地
J A 京都中央コンポーション	樹木剪定枝	18.5 t / 日 (破碎及び堆肥化)	京都市左京区静市静原町 1092 番地 2
ヨードクリーン	同上	40 t / 日 (破碎) 10.8 t / 日 (堆肥)	京都市西京区榎原科谷 39 番地の 1 他合地
木材開発	木くず	200 t / 日	京都市伏見区横大路千両松町 45 番地 1 の 2
伏見クリエイト	同上	93 t / 日	京都市伏見区久我西出町 4 番地の 38
りさいくる inn 京都	同上	95 t / 日	京都市南区東九条南松田町 34 番地
京都有機質資源	食品廃棄物	126 t / 日	長岡市神足落込 1 番 他 3 筆
カンボリサイクルプラザ	同上	25 t / 日	京都府南丹市園部町高屋西谷 51 番地 2
水口テックノスリサイクルセンター	同上	22.2 t / 日	滋賀県甲賀市水口町松尾字松ノ本 362 番地の 2 及び 362 番地の 28

(4) 破碎施設

施設名称	対象品目	処理能力	所在地
東北部クリーンセンター一破碎施設	せん断式	80 t / 6 時間	京都市左京区静市市原町 1339 番地
東部クリーンセンター一破碎施設	衝撃・せん断併用回転式	120 t / 6 時間	京都市伏見区石田西ノ坪 2 番地の 18
南部クリーンセンター一破碎施設	せん断式 衝撃・せん断併用回転式	96 t / 6 時間 240 t / 6 時間	京都市伏見区横大路八反田 29 番地

(ウ) 焼却施設

施設名称	形式	処理能力	所在地
北部クリーンセンター		400 t / 日	京都市右京区梅ヶ畑高鼻町 27 番地
東北部クリーンセンター		700 t / 日	京都市左京区静市市原町 1339 番地
東部クリーンセンター	全連続燃焼式	600 t / 日	京都市伏見区石田西ノ坪 2 番地の 18
南部クリーンセンター第一工場		600 t / 日	京都市伏見区横大路八反田 29 番地

(エ) その他

施設名称	形式	形 式	所在地
北部クリーンセンター	所内給湯, 暖房, 発電設備 (8,500kw×1) 及び温水プール		
東北部クリーンセンター	所内給湯, 暖房及び発電設備 (15,000kw×2)		
東部クリーンセンター	所内給湯, 冷暖房, 発電設備 (4,000kw×2), 温水プール, 老人保養センター, 図書館及び下水処理場		
南部クリーンセンター第一工場	所内給湯, 暖房, 発電設備 (8,800kw×1) 及び体育館		

エ 最終処分地の概要

施設名称	全体面積	埋立面積	全体容量	所在地
東部山間埋立処分地 (エコーランド音羽の杜)	1,560,000 m ²	240,000 m ²	4,500,000 m ³	京都市山科区小野御所ノ内町～伏見区醍醐陀羅谷 他
大阪湾広域処理場 (京都市割当分)			129,000 m ³	大阪湾神戸沖

オ 直接搬入する場合の受入施設

ごみ種別	施設名称	対象区域	受入時間	備 考
可燃ごみ	東北部クリーンセンター	全区	午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時 30 分まで	20 年度の受入期間は 20 年 4 月 1 日から 21 年 3 月 31 日まで (土曜日、日曜日及び年末年始休業日等を除く。)
	東部クリーンセンター	山科区及び伏見区醍醐支所管内から排出されるごみ		
	南部クリーンセンター	全区		
不燃ごみ	東部山間埋立処分地	全区	午前 9 時から午後 4 時まで (祝日を除いて屋休みも受入)	

(直接搬入する場合は、可燃ごみ、不燃ごみのうち大型のもの及び不燃ごみに区分して、それぞれ別個に処理施設に搬入すること。東北部クリーンセンターは、事前に電話による申込みを行うこと。)

カ 本市が設置する一般廃棄物処理施設の受入基準

施設	受入基準 (搬入してはいけない廃棄物)
全施設	本市の区域外において生じた廃棄物 特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物 資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する重量が1キログラムを超えるパーソナルコンピュータ (その表示装置であつてブラウン管式又は液晶式のものを含む。) 条例第22条に規定する産業廃棄物以外の産業廃棄物
焼却施設	可燃物でない廃棄物 有害な物質を含むこと、著しい悪臭を発生させること、爆発又は引火のおそれがあること、体積又は重量が著しく大きいこと等により本市の実施する一般廃棄物の処理に著しい支障を及ぼすおそれがある廃棄物
破砕施設	有害な物質を含むこと、著しい悪臭を発生させること、爆発又は引火のおそれがあること、体積又は重量が著しく大きいこと等により本市の実施する一般廃棄物の処理に著しい支障を及ぼすおそれがある廃棄物
最終処分地	不燃物でない廃棄物 有害な物質を含むこと、著しい悪臭を発生させること、爆発又は引火のおそれがあること、容易に飛散し、又は流出すること等により本市の実施する一般廃棄物の処理に著しい支障を及ぼすおそれがある廃棄物

(2) 犬、猫等の死体

ア 収集・運搬、中間処理及び最終処分計画

	収集・運搬		中間処理		最終処分	
	収集主体	収集運搬量	焼却	埋立処分	処理主体	処理量
犬、猫等の死体	市	11,112 個/年	搬入量 11,112 個/年	残存量 20 t/年	市	20 t/年
実験用動物の死体	許可業者	17 t/年	岐阜県海津市中央斎場市(*1)	17 t/年	三重県上野市(*3)	0.1 t/年(*4)
		0.5 t/年	兵庫県猪名川町(*2)	0.5 t/年	大阪湾広域処理場	0.05 t/年

(*1) 岐阜県海津市による許可業者

(*2) 兵庫県猪名川町による許可業者

(*3) 三重県上野市による許可業者

(*4) 残渣量のうち再資源化量を除いた量

イ 収集・運搬の概要

	収集回数	収集の方法
犬、猫等の死体	申込みによりその都度	各戸収集
実験用動物の死体	申込みによりその都度	各戸収集

ウ 施設の概要

施設名称	形式	処理能力	所在地
中央斎場動物炉	バッチ式	4.2 t/日	京都市山科区上山旭山町19番地の3
岐阜県海津市(株)美濃ラボ動物汚物焼却炉	固定式	3 t/日	岐阜県海津市今尾1195番地の1
兵庫県猪名川町(株)猪名川動物霊園	バッチ式	1.9 t/日	兵庫県川辺郡猪名川町清水字前谷51番地2

(3) 本市に設置される特定家庭用再商品化法第17条に規定する指定引取場所

グループ別	住所等
Aグループ	京都市伏見区横大路六反畑57番地の4(嶋崎運送株式会社)
	京都市南区吉祥院石原堂ノ後町43番地(美山運輸株式会社)
Bグループ	京都市南区上鳥羽城ヶ前町57番地の63(日本通運(株)京都支店洛南物流センター)

(4) し尿及び浄化槽汚泥

ア 収集・運搬及び処理計画

	収集・運搬		処理	
	処理主体	対象世帯数	処理方法	処理量
し尿	市	19,000kl/年	下水道投入	19,000kl/年
浄化槽汚泥	許可業者	14,200kl/年	下水道投入	14,200kl/年

イ 収集・運搬の概要

	収集回数	収集の方法
し尿	概ね月2回	各戸収集
浄化槽汚泥		

(し尿収集において、し尿収集車による作業が不可能な場所については収集を行わない。下水処理区域となつて3年を経過した地区において、し尿収集回数を概ね20日ごととする。)

ウ 施設の概要

施設名称	形式	処理能力	所在地
生活環境事務所内	下水道投入方式	1,250kl/日	京都市南区西九条森本町83番地

京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例

昭和56年10月16日条例第19号(制定)
平成9年6月18日条例第12号

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この条例は、都市の美化を推進し、及び飲料容器に係る資源の有効な利用を促進するため、飲料容器及び吸い殻等の散乱の防止並びに飲料容器の再生利用の促進(以下「飲料容器等の散乱の防止等」という。)に関し必要な事項を定め、もって、美しく、かつ、快適な生活環境の保全、国際文化観光都市としての良好な都市環境の形成及び地域経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲料容器 飲料を収納し、又は収納していた容器をいう。
- (2) 吸い殻等 たばこの吸い殻、紙くず、廃プラスチック類、犬のふんその他これらに類する飲料容器以外の物で、容易に投棄され、かつ、その散乱した状態が都市の美化を妨げるおそれのあるものをいう。
- (3) 指定容器 本市の区域内において使用される飲料容器のうち市長が特に散乱を防止し、又は再生利用の促進を図る必要があると認めて指定する容器をいう。
- (4) 回収容器 指定容器を回収するための容器をいう。
- (5) 容器包装 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条第1項に規定する容器包装をいう。
- (6) 特定事業者 次に掲げる者をいう。

ア 指定容器又はたばこを製造し、又は販売する事業を行う者

イ 飲料を指定容器に収納する事業を行う者

ウ 指定容器に収納した飲料を販売する事業を行う者

エ 指定容器又はたばこに係る自動販売機を製造し、販売し、又は貸与する事業を行う者

オ その販売する商品を容器包装に入れ、又は容器包装で包んで販売する事業を行う者

カ 報酬を得て、旅館業法第2条第2項に規定するホテル営業、同条第3項に規定する旅館営業、旅行業法第2条第1項に規定する旅行業、旅客を運送する事業その他の観光に関する事業を行う者

(本市の責務)

第3条 本市は、飲料容器等の散乱の防止等を図るために必要な施策を実施しなければならない。

2 本市は、自主的に飲料容器等の散乱の防止等を図る者に対する支援に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、自主的に飲料容器及び吸い殻等(犬のふんを除く。次項、第23条第1項及び第29条において同じ。)の散乱の防止並びに飲料容器の再生利用の促進に努めるとともに、本市が実施する飲料容器等の散乱の防止等に関する施策に協力しなければならない。

2 特定事業者は、本市その他の関係者と共同して、指定容器及び吸い殻等の散乱の防止並びに指定容器の再生利用の促進を図るために必要な措置を講じなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民及び観光旅行者その他の滞在者は、自主的に飲料容器等の散乱の防止等に努めるとともに、本市が実施する飲料容器等の散乱の防止等に関する施策に協力しなければならない。

第2章 美化の推進等に関する基本的施策

第1節 美化推進等総合計画

第6条 市長は、都市の美化を推進し、及び飲料容器に係る資源の有効な利用を促進するための総合的な計画(以下「美化推進等総合計画」という。)を定めなければならない。

2 美化推進等総合計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 飲料容器及び吸い殻等の散乱の防止による都市の美化の推進に関する事項
- (2) 飲料容器の再生利用の促進に関する事項
- (3) 飲料容器等の散乱の防止等による都市の美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効な利用の促進を図るために必要な措置を講じることが目的として、本市、事業者及び市民により構成する団体の組織及び運営に関する事項

3 市長は、美化推進等総合計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第17条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、美化推進等総合計画を定め、又は変更したときは、これを告示しなければならない。

第2節 飲料容器及び吸い殻等の散乱の防止

(投棄の禁止)

第7条 何人も、みだりに飲料容器及び吸い殻等を捨ててはならない。

(公共の場所等における散乱の防止)

第8条 道路、広場、公園その他の公共の場所においてピラ、パンフレットその他これらに類する印刷物を配布し、又は配布させた者は、その配布場所又はその周辺の場所に当該ピラ、パンフレットその他これらに類する印刷物が散乱したときは、速やかにこれらの場所を清掃するよう努めなければならない。

2 土地の占有者又は管理者は、その占有し、又は管理する土地にみだりに飲料容器及び吸い殻等が捨てられることのないように必要な措置を講じよう努めなければならない。

(美化推進強化区域の指定)

第9条 市長は、特に飲料容器及び吸い殻等の散乱を防止する必要があると認める土地の区域を美化推進強化区域として指定することができる。

2 市長は、美化推進強化区域を指定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第17条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、美化推進強化区域を指定し、又は変更したときは、これを告示しなければならない。

第3節 指定容器に係る自動販売機の届出等

(自動販売機の届出)

第10条 指定容器に収納した飲料を販売する事業を行う者は、自動販売機(別記定める自動販売機を除く。以下同じ。)により指定容器に収納した飲料を販売しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 自動販売機の設置の場所

(3) 回収容器的設置の場所及び管理の方法

(4) 回収された指定容器的処理の方法

(5) その他市長が必要と認める事項

2 一の飲料容器が指定容器となった際現にその容器に収納した飲料を自動販売機により販売する事業を行っている者は、当該容器が指定容器となった日から30日以内に、当該自動販売機について、前項各号に掲げる事項を市長に届けなければならない。

(変更等の届出)

第11条 前条の規定による届出をした者(以下「届出者」という。)は、その届出に係る同条第1項第2号から第4号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届けなければならない。ただし、別に定める軽微な変更については、この限りでない。

2 届出者は、当該届出に係る前条第1項第1号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該届出に係る自動販売機の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届けなければならない。

(承継)

第12条 相続人、合併により設立される法人その他の届出者の一般承継人は、届出者の地位を承継する。

2 前項の規定により届出者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を市長に届けなければならない。

(届出済証)

第13条 市長は、第10条、第11条第2項(廃止の届出に関する部分を除く。)又は前条第2項の規定による届出があったときは、その届出をした者に対し、別に定める届出済証を交付するものとする。

2 前項の届出済証の交付を受けた者は、当該届出に係る自動販売機の見やすいところにその届出済証をちょう付しておくなければならない。

3 第1項の届出済証の交付を受けた者は、その届出済証が亡失し、又はき損したときは、その事実を知った日から14日以内に、その旨を市長に届けなければならない。

4 市長は、前項の規定による届出があったときは、その届出をした者に対し、届出済証を再交付するものとする。この場合においては、第2項の規定を準用する。

(回収容器的設置及び管理)

第14条 指定容器に収納した飲料を自動販売機により販売する事業を行う者は、指定容器を回収するために適当な場所、別に定めるところにより、回収容器を設置するとともに、当該回収容器を適正に管理しなければならない。

2 前項の規定は、一の飲料容器が指定容器となった際現に使用している当該容器に係る自動販売機については、当該容器が指定容器となった日から30日間は、適用しない。

(催告及び命令)

第15条 市長は、前条第1項の規定に違反している者に対し、回収容器を設置し、又はこれを適正に管理すべきことを催告することができる。

2 市長は、前項の規定による催告を受けた者がその催告に従わないときは、期限を定めて、その催告に従うべきことを命じることができる。

第4節 協定の締結及び支援

第16条 事業者及び市民は、一定の区域を定め、当該区域内における都市の美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効な利用を促進することを主たる目的として、当該区域内における飲料容器等の散乱の防止等に関する活動についての協定を締結し、当該協定が適当である旨の市長の認定を受けることができる。

2 市長は、事業者又は市民が前項に規定する協定を締結した場合において、その区域、期間等が別に定める基準に適合していると認めるときは、同項の認定をしなければならない。

3 市長は、第1項の規定による認定をしたときは、当該認定に係る協定を締結した者に対し、清掃用具の給付又は貸与、助言を行う者の派遣等必要と認める支援を行うよう努めなければならない。

第3章 美化推進等対策審議会

(審議会)

第17条 指定容器的指定、美化推進等総合計画の策定、美化推進強化区域の指定その他この条例の施行に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べ、京都市美化推進等対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の組織)

第18条 審議会は、委員20人以上をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者、特定事業者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第19条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第20条 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

第4章 雑則

(報告の徴収)

第21条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、特定事業者又は飲料容器若しくは吸い殻等が散乱している土地若しくは指定容器に係る自動販売機が設置されている土地の所有者、管理者若しくは占有者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入調査)

第22条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長の指定する職員に、飲料容器若しくは吸い殻等が散乱している土地又は指定容器に係る自動販売機が設置されている土地に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定事業者に対する勧告及び公表)

第23条 市長は、特定事業者が第4条第2項の規定に違反して指定容器若しくは吸い殻等の散乱の防止又は指定容器の再生利用の促進を図るために必要な措置を講じていないことにより、指定容器若しくは吸い殻等が散乱し、又は指定容器の再生利用の促進が図られていないと認めるときは、その者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その旨及び勧告の内容を公表することができる。

(委任)

第24条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

(経過措置)

第25条 この条例の規定に基づき市規則を制定し、又は改廃する場合には、市規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めるところができる。

第5章 罰則

第26条 第15条第2項の規定による命令に違反した者は、200,000円以下の罰金に処する。

第27条 次の各号の一に該当する者は、100,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条、第11条第1項又は第13条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第13条第2項(同条第4項)において準用する場合を含む。)の規定による届出済証のちよう付をしなかつた者

第28条 次の各号の一に該当する者は、50,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第21条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第22条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第29条 美化推進強化区域内において、第7条の規定に違反して、みだりに飲料容器又は吸い殻等を捨てた者は、30,000円以下の罰金に処する。

第30条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第26条から第28条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成9年7月25日規則第38号で平成9年8月1日から施行)

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による審議会の意見の聴取は、この条例の施行前においても、行うことができ、この場合において、この条例による改正前の京都市飲料容器の散乱の防止及び再資源化の促進に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第19条に規定する京都市飲料容器対策審議会は、審議会とみなす。(届出に関する経過措置)

3 この条例の施行の日前に発生した事由につき、改正前の条例第13条第2項、第14条第2項、第15条第2項及び第16条第3項の規定により届け出なければならないこととされていた事項の届出については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の日前に次の表の左欄に掲げる改正前の条例の規定により行われた一の飲料容器に係る届出は、同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定により行われた当該容器に係る届出とみなす。

第13条第1項	第10条第1項
第13条第2項	第10条第2項
第14条第1項	第11条第1項
第14条第2項	第11条第2項
第15条第2項	第12条第2項
第16条第3項	第13条第3項

(届出済証のちよう付に関する経過措置)

5 改正前の条例第16条第2項(同条第4項)において準用する場合を含む。)の規定により行われている一の飲料容器に係る届出済証のちよう付は、改正後の条例第13条第2項(同条第4項)において準用する場合を含む。)の規定による当該容器に係る届出済証のちよう付とみなす。

(罰則に関する経過措置)

6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

7 京北町の区域の編入の日前に同町の区域内において自動販売機により指定容器に収納した飲料を販売する事業を行っている者は、平成17年6月30日までに、第10条第1項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

8 前項の規定による届出をした者は、第10条第1項の規定による届出をしたものとみなす。

附 則(平成17年3月25日条例第32号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、京北町の区域の編入の日(平成17年4月1日)から施行する。

京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例施行規則

昭和56年10月16日規則第69号(制定)
昭和57年2月16日規則第102号
平成9年7月25日規則第39号

改正 平成10年3月規則第156号、11年11月第68号

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例(以下「条例」という。))において使用する用語の例による。

(指定容器)

第2条 条例第2条第3号の規定により市長が指定する容器は、銅製、アルミニウム製、ガラス製又はポリエチレンテフレート製の飲料容器とする。

(自動販売機の届出)

第3条 条例第10条の規定による届出は、自動販売機届(第1号様式)により行うものとする。

(届出を要しない自動販売機)

第4条 条例第10条第1項に規定する別に定める自動販売機は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 故障により囲まれた敷地に設置される自動販売機

(2) 建築物の内部に設置される自動販売機で、当該建築物に立ち入れなければ利用することができないもの

(3) その他市長が飲料容器の散乱のおそれがないと認める場所に設置される自動販売機

(変更等の届出)

第5条 条例第11条の規定による届出は、自動販売機変更・廃止届(第2号様式)により行うものとする。

(届出を要しない軽微な変更)

第6条 条例第11条第1項ただし書に規定する別に定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 自動販売機の設置の場所の変更で、届出に係る場所から5メートル以内におけるもの

(2) 前号の変更に伴う回収容器の設置の場所の変更

(3) 自動販売機の設置の場所の変更を伴わない回収容器の設置の場所の変更

(承継の届出)

第7条 条例第12条第2項の規定による届出は、自動販売機届出者地位承継届(第3号様式)により行うものとする。

(届出済証)

第8条 条例第13条第1項に規定する別に定める届出済証の様式は、第4号様式とする。

(届出済証の亡失又はき損の届出)

第9条 条例第13条第3項の規定による届出は、届出済証亡失・き損届(第5号様式)により行うものとする。

(回収容器)

第10条 条例第14条に規定する指定容器に収納した飲料を自動販売機により販売する事業を行う者は、自動販売機の設置の場所から5メートル以内で、かつ、飲料容器を回収するために適当な場所に、次の各号に掲げる要件を備える回収容器を設置しなければならない。

(1) 材質が金属、プラスチックその他容易に破損しないものであること。

(2) 容量が30リットル以上100リットル以下であること。

(3) 指定容器以外の物を入れてはならない旨の表示があること。

(協定の認定の申請)

第11条 条例第16条第1項に規定する協定(以下「協定」という。)を締結した者の代表者は、同項の規定による認定を受けようとするときは、美化推進等協定認定申請書(第6号様式)に次の各号に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 協定の写し

(2) 協定を締結した者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)及び住所(次条第1号ウに規定する協定区域内に事務所又は事業所を有する事業者にあつては、当該事務所又は事業所の所在地)を記載した書面

(3) その他市長が必要と認める図書

2 市長は、前項の申請があつたときは、認定又は不認定を決定し、認定通知書又は不認定通知書を申請者に交付するものとする。

(協定の認定基準)

第12条 条例第16条第2項に規定する別に定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 協定に次に掲げる事項が定められていること。

ア 目的

イ 代表者

ウ 協定の対象となる区域(以下「協定区域」という。)

エ 都市の美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効な利用の促進を図るための活動に関する計画

オ 有効期間

カ 変更又は廃止の手続

(2) 協定区域が少なくとも京都市区の所管区域条例に規定する一の町を含むまとまりのある一団の土地の区域であること。

(3) 協定区域内に住所を有する者及び事務所又は事業所を有する事業者のうち相当数の者が協定を締結していること。

(4) 協定の有効期間が3年以上であること。

(協定の変更等の届出)

第13条 条例第16条第1項の規定による認定に係る協定の代表者は、当該協定が変更され、若しくは廃止されたときは、又は当該協定を締結した者に異動があつたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(審議会の会長)

第14条 京都市美化推進対策審議会(以下「審議会」という。)に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の招集及び議事)

第15条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(部 会)

第16条 審議会は、特別の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会ごとに部会長を置く。

4 部会長は、会長が指名する。

5 部会長は、その部会の事務を掌理する。

(専門委員)

第17条 専門委員は、専門の知識を有する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

2 専門委員は、特別の事項に関する審議が終了したときは、解職され、又は解任されるものとする。

(審議会の庶務)

第18条 審議会の庶務は、環境局において処理する。

(審議会に関する補則)

第19条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(身分証明書)

第20条 条例第22条第2項に規定する身分を示す証明書は、第7号様式によるものとする。

附 則(平成11年11月26日規則第68号)

この規則は、平成11年12月1日から施行する。

京都市移動便所貸付規則

昭和44年4月1日
規則第17号

(趣 旨)

第1条 本市所有の移動便所(以下「移動便所」という。)の貸付けについては、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(貸付けの対象)

第2条 移動便所は、本市の清浄事業に支障がない場合であって、本市内において多数人の使用に供するためが必要とするときに限り、市長が適当と認める使用責任者に、これを貸し付けるものとする。

(貸付けの申請)

第3条 移動便所の貸付けを受けようとする者は、移動便所貸付申請書(別記様式)により、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書は、当該移動便所の使用を開始しようとする日前2箇月以内に行なわなければならない。

(貸付けの通知)

第4条 市長は、移動便所の貸付けを決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(貸付期間)

第5条 移動便所の貸付期間は、1月以内とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 移動便所の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)は、移動便所の貸付期間満了前においても、災害その他やむを得ない事情により、市長が当該移動便所の返還を請求したときは、直ちに返還しなければならない。

(引渡し及び返還)

第6条 移動便所の引渡し及び返還は、市長の指定する場所で行なうものとする。

(貸付料)

第7条 移動便所の貸付料の額は、別表のとおりとする。

(損害賠償)

第8条 借受者は、当該移動便所を滅失し、もしくは損傷し、または当該移動便所の使用に関して、本市に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が、借受者の責を帰すことができな理由があると認めるときは、この限りでない。

(補 則)

第9条 この規則に定めるもののほか、移動便所の貸付けに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年3月1日規則第135号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、昭和52年4月1日から施行する。

(暫定措置)

2 昭和52年4月1日から昭和53年3月31日までの間に移動便所を借り受け、当該期間内に返還するものに係る貸付料の額については、この規則による改正後の京都市移動便所貸付規則第7条の規定にかかわらず、1台につき、5,000円に貸付期間の区分に応じ、同条各号に掲げる額を加算した額とする。

附 則(昭和55年3月13日規則第98号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市移動便所貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に使用を開始する移動便所の貸付料から適用する。

附 則(昭和61年3月28日規則第95号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市移動便所貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に使用を開始する移動便所の貸付料について適用する。

附 則(平成4年3月31日規則第124号)

(施行期日)

1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市移動便所貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に使用を開始する移動便所の貸付料について適用する。

附 則(平成13年3月30日規則第172号)

(施行期日)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市移動便所貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に使用を開始する移動便所の貸付料について適用する。

別表(第7条関係)

区分	単位	貸付料	
		初日	2日目以降(1日につき)
普及型	1台	31,300円	1,100円
和風型		32,400	1,650

京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例

〔平成15年12月26日
条例第45号〕
改正 平成17年3月条例第32号

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 事業者等が採るべき措置(第3条～第8条)
- 第3章 市長による命令その他の措置(第9条～第11条)
- 第4章 雑則(第12条～第17条)
- 第5章 罰則(第18条～第22条)

附則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、産業廃棄物の不適正な処理の防止及び産業廃棄物の不適正な処理により生じる環境の保全上の支障の除去又は発生若しくは拡大の防止のために必要な措置を定めることにより、健全で恵み豊かな自然環境の保全を図るとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)と相まって良好な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 特別管理産業廃棄物 法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物をいう。
- (3) 産業廃棄物処理業者 法第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者並びに法第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者をいう。
- (4) 産業廃棄物処理施設 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。
- (5) 土地所有者等 土地の所有者、管理者及び占有者をいう。

第2章 事業者等が採るべき措置

(産業廃棄物の保管用地の届出)

第3条 事業者は、自己の事業活動に伴い生じた産業廃棄物を本市の区域内において保管しようとするときは、あらかじめ、当該産業廃棄物の保管の用に供する土地の区域(以下「保管用地」という。)ごとに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 保管用地の所在地、面積並びに所有者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地)
- (3) 保管する産業廃棄物の種類及び数量
- (4) 産業廃棄物の保管の方法
- (5) 産業廃棄物の処理に関する計画

(6) 前各号に掲げるもののほか、別に定める事項

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による届出を要しない。
 - (1) 産業廃棄物を生じた事業場の敷地内に当該産業廃棄物を保管するとき。
 - (2) 産業廃棄物処理施設の敷地内に産業廃棄物を保管するとき。
 - (3) 保管用地の面積が300平方メートル未満であるとき。

(変更等の届出)

第4条 前条第1項の規定による届出をした者(以下「届出者」という。)は、当該届出に係る事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、別に定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

- 2 届出者は、前条第1項の規定による届出に係る保管用地を産業廃棄物の保管の用に供しなくなったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(保管用地における表示)

第5条 届出者は、第3条第1項の規定による届出に係る保管用地の見やすい場所こ、別に定めるところにより、同項の規定による届出に係る保管用地である旨その他必要な事項を表示しなければならない。

(運搬指示票)

第6条 本市の区域内に保管用地を設置している事業者は、自ら当該保管用地に産業廃棄物を搬入し、又は当該保管用地から産業廃棄物を搬出しようとするときは、当該産業廃棄物の運搬の業務に従事する者に対し、次に掲げる事項を記載した指示票(以下「運搬指示票」という。)を交付しなければならない。

- (1) 運搬する産業廃棄物の種類及び数量
- (2) 保管用地に産業廃棄物を搬入する場合には、搬入元である事業場又は保管用地の名称及び所在地
- (3) 保管用地から産業廃棄物を搬出する場合には、搬出先である産業廃棄物処理施設又は保管用地の名称及び所在地

(4) 前3号に掲げるもののほか、別に定める事項

- 2 前項の規定により運搬指示票を交付した事業者は、当該運搬指示票の写しを別に定める期間保存しなければならない。

3 第1項の規定により運搬指示票の交付を受けて産業廃棄物の運搬の業務に従事する者は、当該産業廃棄物の運搬中は、当該運搬指示票を常に携帯しなければならない。

(産業廃棄物処理施設の維持管理に関する記録の閲覧等)

第7条 産業廃棄物処理施設(法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設を除く。第16条第3項において同じ。)の設置者は、別に定めるところにより、当該施設の維持管理に関し別に定める事項を記録し、これを当該施設(当該施設に備え置くことが困難である場合にあつては、当該施設の設置者の最寄りの事務所)に備え置き、当該施設の周辺の住民その他当該施設の維持管理に関し利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

- 2 産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第3号、第5号、第8号、第12号、第13号の2及び第14号に該当するものに限る。)を設置している産業廃棄物処理業者は、当該施設の周辺の住民等に対し、当該施設を公開するよう努めなければならない。

(土地所有者等が採るべき措置)

第8条 土地所有者等は、その者が所有し、管理し、又は占有する土地を産業廃棄物の不適正な処理を行うおそれのある者に対して使用させるとともに、当該土地を産業廃棄物の処理を行う者に対して使用させるときは、当該土地を使用する者が産業廃棄物の不適正な処理を行わないよう適切な措置を採らなければならない。

2 土地所有者等は、その者が所有し、管理し、又は占有する土地において産業廃棄物の不適正な処理が行われ、その結果、環境の保全上支障が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、その支障の除去又は発生若しくは拡大の防止のために必要な措置を採らなければならない。

第3章 市長による命令その他の措置

(搬入を停止させるための措置)

第9条 市長は、産業廃棄物又は産業廃棄物であることの疑いのある物(以下「産業廃棄物等」という。)の保管又は埋立処分(以下「保管等」という。)が行われている土地への産業廃棄物等の搬入が継続されることにより、当該保管等が法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準(特別管理産業廃棄物にあっては、法第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準。以下「処理基準」という。)に適合しないおそれがあり、引き続き搬入が継続されれば、環境の保全上容易に回復し難い支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該保管等をする者に対し、当該土地への産業廃棄物等の搬入の停止を命じることができる。

2 前項の搬入の停止を命じることができる期間は、30日を超えてはならない。ただし、市長は、同項の規定による命令を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該停止を命じた期間を延長することができる。

(1) 法第18条第1項又はこの条例第13条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 法第19条第1項又はこの条例第14条第1項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

(3) 第14条第1項の規定に対して陳述せず、又は虚偽の陳述をしたとき。

3 市長は、第1項の支障の発生又は拡大の防止のため緊急の必要があると認めるときは、同項の土地への産業廃棄物等の搬入を停止させるために必要な措置を採ることができる。

4 前項の規定による措置の内容は、第1項の支障の発生又は拡大を防止するために必要な限度を超えないものでなければならない。

(土地所有者等に対する勧告)

第10条 処理基準に適合しない産業廃棄物の保管又は処分が行われた場合において、環境の保全上支障が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、市長は、当該産業廃棄物の保管又は処分が行われている土地の土地所有者等に対し、当該保管又は処分を行う者によって産業廃棄物の保管又は処分が適正に行われるようにするための適切な措置を採るよう勧告することができる。

(支障の除去等の命令)

第11条 処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、環境の保全上支障が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、市長は、必要な限度において、法第19条の5第1項に規定する処分者等に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生若しくは拡大の防止のために必要な措置(以下「支障の除去等の措置」という。)を採ることを命じることができる。

2 処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生じるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、市長は、当該処分が行われた土地の土地所有者等に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を採ることを命じることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該産業廃棄物の性状、数量、処分の方法その他の事情を考慮して、相当な範囲内のものでなければならない。

(1) 法第19条の5第1項に規定する処分者等又は法第19条の6第1項に規定する排出事業者等の資力その他の事情から見、これらの者のみによっては、支障の除去等の措置を採ることが困難であり、又は採っても十分でないとき。

(2) 次のいずれかに該当するとき。

ア 土地所有者等が、あらかじめ処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われることを知り、又は容易に知ることができたとき。

イ 土地所有者等が、正当な理由なく前条の規定による勧告に従わなかったとき。

第4章 雑則

(監視等)

第12条 市長は、産業廃棄物の不適正な処理を早期に発見するため、市民、事業者及び関係行政機関の長その他の関係者と連携して、随時、産業廃棄物の処理の状況を監視しなければならない。

2 本市の区域内において産業廃棄物の不適正な処理を発見した者は、その旨を市長に通報しなければならない。

(報告の徴収)

第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、産業廃棄物等の保管等を行う者、第6条第1項の規定により通報指示票の交付を受けて産業廃棄物の運搬の業務に従事する者、産業廃棄物処理施設の設置者及び土地所有者等に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第14条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、次に掲げる場所に立ち入り、車両、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において産業廃棄物等を無償で収去させることができる。

(1) 事業者又は産業廃棄物の保管若しくは処分を行う者の事務所又は事業場

(2) 産業廃棄物処理施設のある土地及び建物

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(専門的な知見を有する者の意見の聴取)

第15条 市長は、法第19条の3、第19条の5第1項若しくは第19条の6第1項の規定による命令又は第9条第1項の規定による命令、同条第3項の規定による措置若しくは第11条第1項若しくは第2項の規定による命令を行おうとする場合において、必要があると認めるときは、処理基準又は法第12条第2項に規定する産業廃棄物保管基準(特別管理産業廃棄物にあっては、法第12条の2第2項に規定する特別管理産業廃棄物保管基準)に適合しているかどうかの認定その他市長が必要と認める事項について、化学、土木等に関する専門的な知見を有する者の意見を聴くものとする。

(公表)

第16条 市長は、毎年、法及びこの条例の規定による命令その他の措置の実施状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

2 市長は、産業廃棄物の不適正な処理に関して、法若しくはこの条例に基づく命令若しくは法に基づく許可の取消し(以下「命令等」という。)を行ったとき、又は法若しくはこの条例に規定する罪について告発をしたときは、当該命令等又は告発の内容その他必要な事項を公表することができる。

3 市長は、産業廃棄物処理施設の設置者が、第7条第1項の規定に違反して、同項に規定する事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかつたときは、その旨を公表することができる。

(委任)

第17条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第5章 罰 則

第18条 第11条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

第19条 第9条第1項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第13条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第14条第1項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

- (1) 第3条第1項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第4条第1項又は第2項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第5条の規定に違反して表示をせず、又は虚偽の表示をした者
- (4) 第6条第1項の規定に違反して、運搬指し票を交付せず、又は同項各号に掲げる記載事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして運搬指し票を交付した者
- (5) 第6条第2項の規定に違反して、運搬指し票の写しを保存しなかつた者
- (6) 第6条第3項の規定に違反して、運搬指し票を搬行しなかつた者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に自己の事業活動に伴い生じた産業廃棄物の保管を行っている者は、平成16年9月30日までに、保管用地ごとに、第3条第1項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならぬ。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

3 前項本文の規定による届出をした者は、第3条第1項の規定による届出をしたものとみなす。

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

4 京北町の区域の編入の日(以下「編入日」という。)前に京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例(以下「府条例」という。)第8条第1項の規定による届出(保管用地が編入日前の旧町の区域内(以下「旧町区域内」という。)にあるものに限る。)をした者は、第3条第1項の規定による届出をしたものとみなす。

5 次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる者については、平成17年6月30日までは、適用しない。

- (1) 第5条 前項の規定により第3条第1項の規定による届出をしたものとみなされる者
- (2) 第7条第1項 編入日前に旧町区域内において同項に規定する産業廃棄物処理施設を設置している者
- (3) 第7条第2項 編入日前に旧町区域内において同項に規定する産業廃棄物処理施設を設置している産業廃棄物処理業者
- 6 編入日前に府条例第10条第1項に規定する運搬指し票(保管用地が旧町区域内にあるものに限る。)を交付した事業者及び当該運搬指し票の交付を受けて産業廃棄物の運搬の業務に従事する者は、編入日以後は、当該運搬指し票を第6条第1項に規定する運搬指し票とみなして、同条の規定を適用する。

7 第9条第3項、第10条及び第11条の規定は、旧町区域内については、平成17年6月30日までは、適用しない。

8 編入日前にした府条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、編入日以後も、府条例の例による。

9 附則第4項から前項までに定めるもののほか、旧町区域内におけるこの条例の適用に関し必要な経過措置は、市長が定める。

附 則(平成17年3月25日条例第32号) 抄
(施行期日)

- 1 この条例は、京北町の区域の編入の日(平成17年4月1日)から施行する。

京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例施行規則

平成16年3月23日
規則第105号

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例(以下「条例」という。)において使用する用語の例による。

(保管用地の届出事項)

第2条 条例第3条第1項第6号に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の業種
- (2) 事業者が建設法第3条第1項本文の規定による許可を受けた者である場合においては、当該許可をした行政庁の名称及び許可番号
- (3) 事業者が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項の規定による登録を受けた者である場合においては、当該登録をした行政庁の名称及び登録番号
- (4) 保管用地の使用開始予定年月日

(保管用地届)

第3条 条例第3条第1項の規定による届出は、保管用地届(第1号様式)により行うものとする。

2 保管用地届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 保管用地的所在地に係る登記事項証明書(登記記録に記録されている事項の全部を証明したものに限る。)
- (2) 保管用地が届出者の所有する土地でない場合においては、当該土地に係る賃貸借契約書の写しその他の使用の権原を証する書類
- (3) 保管用地の位置図
- (4) 保管用地内の施設配置予定図
- (5) その他市長が必要と認める書類

(届出を要しない軽微な変更)

第4条 条例第4条第1項ただし書に規定する別に定める軽微な変更は、第2条第1号から第3号までに掲げる事項の変更とする。

(保管用地変更届)

第5条 条例第4条第1項本文の規定による届出は、保管用地変更届(第2号様式)により行うものとする。

(保管用地廃止届)

第6条 条例第4条第2項の規定による届出は、保管用地廃止届(第3号様式)により行うものとする。

(保管用地における表示)

第7条 条例第5条の規定による表示は、縦及び横それぞれ60センチメートル以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示した掲示板を掲示することにより行うものとする。

- (1) 条例第3条第1項の規定による届出に係る保管用地である旨
- (2) 届出者の氏名又は名称及び連絡先
- (3) 保管する産業廃棄物の種類及び数量
- (4) 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合には、積み上げることができる産業廃棄物の高さの限度

(運搬指示票の記載事項)

第8条 条例第6条第1項第4号に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地)
- (2) 運搬指示票を交付した者の氏名
- (3) 運搬指示票を交付した年月日
- (4) 産業廃棄物の荷姿
- (5) 保管用地に産業廃棄物を搬入する場合で、当該産業廃棄物が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事に伴って生じたものであるときは、その旨
- (6) 運搬予定年月日
- (7) 運搬の業務に従事する者の氏名

(運搬指示票)

第9条 条例第6条第1項に規定する運搬指示票は、第4号様式によるものとする。

(運搬指示票の写しの保存期間)

第10条 条例第6条第2項に規定する別に定める期間は、運搬指示票を交付した日から3年間とする。

(記録の閲覧)

第11条 条例第7条第1項の規定による記録の閲覧は、次により行うものとする。

- (1) 当該記録は、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める日までに備え置くこと。
 - ア 次条第1号に掲げる事項 同号の月の翌月の末日
 - イ 次条第2号に掲げる事項 同号の日の属する月の翌月の末日
 - ウ 次条第3号に掲げる事項 同号の日の属する月の翌月の末日
 - エ 次条第4号に掲げる事項 同号の結果が得られた日の属する月の翌月の末日
- (2) 当該記録は、備え置いた日から起算して3年を経過する日までの間備え置き、閲覧に供すること。

(記録する事項)

第12条 条例第7条第1項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 処分した産業廃棄物の月ごとの種類及び数量
- (2) 産業廃棄物処理施設を運送させた日ごとの車両の延べ台数
- (3) 産業廃棄物を搬入し、及び搬出した日ごとの車両の延べ台数
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の規定による産業廃棄物処理施設の維持管理の状況についての調査の結果

(身分証明書)

第13条 条例第14条第2項に規定する身分を示す証明書は、第5号様式によるものとする。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、所轄局長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月4日規則第71号)

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

平成 20 年度
環境局事業概要

平成 20 年 12 月

編集・発行 京都市環境局環境企画部環境総務課

〒604-8517 京都市中京区寺町通御池上る
上本能寺前町 488 番地

TEL 075-222-3450 FAX 075-222-3426